商工だより

第五号

1954



巻頭言　武村忠雄
論談　昭和二十九年の景氣大勢　杉本甚七
企業の健全化と資産再評價　鈴木角一郎
年頭偶感　中村絹次郎　松井朋三郎　升田久治　新城奈良市　安田秀夫　山口隆三郎
アンケート　私の事業とその要望
随想　河豚の話　鈴木徳衛
（俳句　若草山山やき）　福村青纓
解説　會議所問答　今年の商店經營　題して、桁はづれ　俵本浩好
見たまま　きいたまま　（金融）　借金上手・下手九ケ條　会議所の雀
◎税金の苦情承り所が出來ました
◆新らしい商工會議所法のしるべ

3月

奈良縣商工会議所編

安全な上にも 安全に

しかもよりよい成績をと今年から一歩前進した
『野村の投資信託』に御期待下さい

◇投資信託が始まってからどんな人々が如何程申込んだでしょうか？（単位百万円）

加入者別	二六年七月から二七年	二八年十月迄
銀行信託	一五三	三三二
保険会社	一二二	一八四
農中農協	○	九二
信用金庫	一九九	九二〇
相互銀行	六〇	一〇五
非營利団体	七七	四一四
事業会社	二、八六四	一、五八九
個人	一、六五九	一、七四八
その他	一八四	二八二
合計	一五、三〇〇	四六、〇〇〇

（産業経済研究所調）

株價の安い今が絶好のチャンス……
こんな時は專門家任せが
一番氣樂で有利です
いつでも申込めます

奈良市近鉄駅前
電六四五一―四

野村證券

有利な貯蓄 ◎ 中小企業の專門金融

和歌山相互銀行橿原支店　電話（橿原）一五一番
和歌山相互銀行奈良出張所　奈良市油留木町八番
太道相互銀行奈良支店　電話四五一番
太道相互銀行吉野支店　電話（下市）五二五番
太道相互銀行桜井支店　電話（桜井）四八・一八四番
太道相互銀行天理支店　電話（丹波市）二八六番
太道相互銀行大宇陀支店　電話（大宇陀）一五二番
第三相互銀行奈良支店　電話二一六番
第三相互銀行桜井支店　電話（桜井）三七〇・五二四番
幸福相互銀行奈良支店　電話二四一三番
三栄相互銀行　奈良市下三条町
三栄相互銀行高田支店　電話（六四）五・六四〇・六四〇番
三栄相互銀行吉野支店　電話（下市）二一八番
三栄相互銀行桜井支店　電話（桜井）三七〇番
三栄相互銀行丹波市支店　電話（丹波市）四五八番呼
近畿相互銀行奈良支店　電話四六五一・四六五二番
近畿相互銀行高田支店　電話一五六・二九七・六七五番
近畿相互銀行吉野支店　電話（下市）二一八番
昭和産業相互銀行奈良支店　電話四五六九番
昭和産業相互銀行吉野支店　電話（吉野郡大淀町下渕）六七番
昭和産業相互銀行桜井支店　電話（桜井）六・五〇六番
近鉄橿原神宮駅前　電話（橿原）一五一番
奈良市油留木町八番　電話四五一番
奈良市三条町　電話（六〇五・六〇九・六一〇）番
吉野郡下市町　電話（下市）五二五番
桜井町駅前　電話（桜井）四八・一八四番
丹波市町　電話（丹波市）二八六番
宇陀郡大宇陀町　電話（大宇陀）一五二番
奈良市上三条町　電話二一六番
奈良市下三条町　電話（六四）五・六四〇・六四〇番
大和高田市本郷二丁目　電話三五〇の乙番
吉野郡下市町千石橋南詰　電話（下市）二七五の乙番
桜井町桜井駅前通　電話（桜井）三七〇番
奈良市下三条町　電話四六五一・四六五二番
大和高田市本町二丁目　電話一五六・二九七・六七五番
奈良市角振町　電話四五六九番
吉野郡大淀町下渕　電話（下市）六七番
桜井町大西　電話（桜井）六・五〇六番

◎火災保險の御用命は

大和經濟倶樂部員

大阪住友海上火災保險株式會社　奈良出張所　奈良四二三八番
同和火災海上保險株式會社　奈良出張所　奈良二四九八番
東京海上火災保險株式會社　奈良営業所　奈良四一八九番
（五十音順）

御遊覽に！　御観劇に！
御会合に！　御慶弔に！
奈良駅

（衛生設備完備）
多少に拘らず御用命願ひます

折詰　寿司
サンドウイッチ
奈良漬　調製

奈良駅前（三条川崎町）

精宏軒の招待!!

精宏軒
電話三四五九番

株式・公社債・貯蓄債券
江口證券奈良投資相談所

友愛證券

奈良市東向南町二十九番地
（但南都銀行本店北隣）
電話二二五〇・六二五五・六二五六番

純フランス風

喫茶（一品料理）
食事（定食・御宴會）

是非御利用願います

商工会議所食堂

電話奈良三五三八番

商工だより　第五號

目次

巻頭言……一
論談　昭和二十九年の景氣大勢……武村忠雄…三
　　企業の健全化と資産再評價……杉本甚七…五
年頭偶感……鈴木角一郎…六
トーケンアの要望
◎私の事業とその要望
1　昨年の私の事業は斯うであつた　中村絹次郎…八
2　本年の事業は斯くありたい　松井朋三郎…八
3　私の一番要望したいものは　竹田久治…九
　　新城奈良市…九
　　安田秀夫…九
　　山口隆三郎…九
隨想　河豚の話……鈴木徳衛…一一
俳句……若草山山やき　福村青纓…一四
會議所問答……一三
　特別減税國債の話
　商業登記規則改正……一四
　こういう時は却下されます……一五
　電氣使用心得帳……一五
　無額面株……一四
解說
金融　借金上手・下手九ケ條……會議所の雀…一七





商店經營　今年の商店經營……倭本浩好…六
告知板　税金の苦情承り所が出來ました……九
　気象災害防止に會議所も一役……九
　祝辭や式辭の作成承ります……九
　各地博覽會便り……九
海外短信　ブラジル總領事とイラクのトーマス商會……六
見たまま聞いたまま　題して桁はづれ……二
　騒々しいゴタ〳〵條例……二
　面白いエチケットの話（新らしい礼法・三）……二〇
　こんなこと御存知……二一
要望　中小企業振興対策の強化……三
　労働基準法を緩和せよ……三
會議所の頁
　会員の皆様へ……二四
　◎組織變更の會員總會終る……二四
　◎新らしい商工會議所法のしるべ……四一
　◎改組後の奈良縣商工會議所の機構……三九
　◎新商工会議所法施行について　通産大臣各所へ通牒……四〇
　編集のあと……K生…四二

味が自慢・春日テレの洋食



鐵鋼
金物
株式会社 ひのり商店
出張所 近鉄油坂駅前
電話奈良 二八七六番
ボールト、ナット製作・ひの利商店鐵工部
本店 奈良市今小路町
電話奈良 二〇三一七番

弁天印蚊帳製造
植田蚊帳株式会社
営業所
奈良市肘塚町一一一一
電話奈良三一七三番



巻頭言

労働者には組合という団結の力がある、大企業には資本力と政治力とがある。中小企業者には何の力もない。協同組合はあつても同業者だけの繋りである。

製造業も、小売商人も、金融業も、そこに又大企業でも、兎に角商工業と名のつく産業人全体をひつくるめた力を結集して大きな力をつくり、そして自分達の言いたいこと、聞きたいこと、質したいことなどについて、たやすく表現出来、又は代弁者として努力して呉れる団体があつてこそ、そこに商工業の進歩があり、発展が考えられる。

この大きな力の結集として長い歴史と、広いつながりを以て、国の内外に信頼と誇りを保つて来たのが我国の商工会議所である。

奈良県商工会議所の歴史は新らしい、従而一般商工業者各位の理解も薄い、ここに会議所としての運営上の悩みがある、然し年を重ねる毎に一歩々々健実な歩みを続けてゐる。

全商工業者が、自分達の事業を発展させ、利益を増進させる途は、何といつても多くの力を結集して大きな力となり、そうして対外的に当るの外はない、商工業者は、この商工会議所の会員となつて、その事業の発展と利益を求め、会員としての誇りと信用を併せもつものである。

政府も国会も昨年此の観点から、特別法に基き、新らしく再出発する為の会議所法が公布せられたのである、新法は会員であるなしに拘わらず、又好むと好まざるとに拘わらず、一定の商工業者は、会議所に備えつける台帳に登録する制度が設けられ、これ等多数の商工業者が、会議所の運営に関与することになつた、愈々会議所は名実共に全商工業者の綜合団体として新らしいスタートを切らんとしている。

会員……登録業者……この二つが形成する、力と誇りは、何よりも心強く、何よりも得がたきものである。

これからの商工業者は会員であるか、登録業者であるか何れにせよ、その事業に反映する所大きいものがあろうことと信ずるに吝でない、全商工業者各位が進んで入会せらるゝことと、登録業者各位の協力を切望して已まない。

株式会社 北辰電機製作所奈良工場
奈良市南京終町二〇一番地
電話 六三〇一—二

論談

昭和二十九年の景氣大勢

武村忠雄

先ず今年の日本経済に影響を与える国際情勢はどう動くであろうか。

ソ連はスターリン生前は強力な国内政権が確立されておつたからして、その対外政策も戦争紙一重というところまで強硬態度をとり得た。廿八年三月スターリン死後六月まではマレンコフとベリヤとの間に権力闘争が続き、国内政権が不安定であり、同時に東欧衛星国家の動揺も甚しかつたため、ソ連の対外政策は極度に宥和的態度をとらざるを得なかつた。六月末マレンコフはベリヤの粛正に成功し、一応国内政治危機を脱し、東欧衛星国家の動揺も六月十七、八日の東ベルリン暴動を頂点としてやや鎮静に向い、且七月には朝鮮で休戦が成立した。かく七月までに内外の危機を一応脱したところへ、八月十二日水爆の実験に成功したので、ソ連は宥和的態度から強硬態度に転じ始めた。例えば十一月三日ソ連は四国外相会議開催の西欧側提案を拒否した。しかし十一月廿六日には無条件開催を受諾した。

右ソ連の態度から判断し得ることは、ソ連はたとえ水爆を保有するに至つたとはいえ、スターリン時代のような強力な国内政権を確立するに今後早くとも数ケ年、あるいは十年余を要すべく、また衛星国家の強力な把握にも長年月を要する関係から、到底スターリン時代のような強硬態度はとれず、恐らく生前の強硬態と死後約五ケ月間の宥和的態度の中間線を今後歩むであろう。この中間的態度をとりながら、ソ連は次期米大統領の改選期たる五六年（卅一年）十一月までに、ソ連に有利な中間平和態勢を確立するに努めるであろう。その方法は第一に米本土に対し絶えず水爆の脅威を加え、第二にそれによつて米をして本国に軍隊を集中させ、海外駐留軍を削減させると同時に、第三に米本土防空費の増加から、対外援助を削減させ、この海外駐留軍の削減と対外援助削減から西欧同盟国をして米に不満を持たせ、第四にかかる地盤の上に米と西欧同盟国との離間を図るために、西欧諸国には宥和的態度で臨み、第五に五六年十一月大統領選挙までに、西欧諸国をして親ソ的たらしめ、ソ連は有利な態度において西欧諸国、場合によつては米国との間に妥協を図る。第六にそれまでの間に消費財増産三ケ年計画を完遂し、ソ連及び衛星国家の民心を完全に把握する。

かかるソ連の基本態度及び戦略時間表に対し、米のそれは次の如くであろう。

その基本態度は、予想より早くソ連に水爆更にはデエット超重爆が出来たので、当分本土の防衛は不安であり、そのため米側も戦争の危機感を煽るような強硬態度は避ける。ソ連と同様宥和と強硬の中間態度をとり、戦争の危機を避けながら、その間に五六年十一月の大統領選挙までに経済的防衛態勢の確立を図る。経済防衛態勢とは今後長年月に亙る対ソ冷戦が続くことを予想し、長期間に亙り軍備を続けても、なんら経済破綻を来たす懸念なき防衛態勢を作ることである。その手段は現代兵器から超近代兵器へと次第に装備を切替えることにより、防衛力を弱めることなく国防費の大巾削減を可能ならしめようとするのである。一、超近代兵器の火力の経費は現代兵器の千分の一位ですむ。二、水爆、原爆、原子砲、誘導ロケット等の発達により、空軍を除き地上軍、海軍の大巾削減が可能になり兵員の縮少が可能になる。三、超近代兵器装備を西欧同盟国に与え、その対ソ軍事力バランスの強化により、米軍を西欧その他の地域から大巾の撤退が可能になり、これによつて経費を節減し得る。

この経済的防衛態勢確立の時間表は次の如くである。第一、五四年（廿九年）六月までを外交準備期とし、この間に欧州軍条約の批准、欧州軍の発足と、日本の保安隊から直接侵略に対抗する自衛隊への切替を行う。第二に五四年（廿九年）七月から五五年（卅年）六月を経済的防衛態勢切替えの過渡期とする。即ち試験的に一部装備の超近代兵器への切替えと海外駐留軍の削減準備をする。第三に五五年（卅年）七月から五六年（卅一年）六月までに本格的切替えを実施し、西欧その他からの米軍の大巾撤退を行う。この米国の戦略時間表から対日政策の時間表が次の如く組まれることに特に注意しなければならぬ。というのは今年のみならず今後の日本経済の動向を察知し得るからである。

第一に今年六月までに保守安定政権を確立させ、自衛隊を発足させる。同時に将来の再軍備に備え経済基盤を強化するためインフレ抑制の下準備を行わせる。

第二に今年七月から卅年六月の間を本格的再軍備への過渡期とし、この間に憲法改正の準備を行うと共に、経済面では経済健全化、即ち外貨収支バランスがつき得る態勢に達する準備期とし、財政、金融政策を通じてインフレ抑制を遂行させる。

第三に卅年七月から卅一年六月の間に憲法を改正し、本格的再軍備を行い、卅一年末頃までに一応再軍備の第一段階を終る。それと同時に米軍も日本から大巾撤退を行う。一方経済面においては経済自立化の達成を図らせる。

つまり右の米戦略時間表から判断し、今年の日本経済は経済健全化への過渡期として　従来インフレ基調になれていた日本人にとつて、デフレ基調への転換から、相当の苦痛に耐えなければならぬであろう。

それはとにかくとして、米ソの基本態度、戦略時間表が以上の如くである関係上、国際情勢は緊張するというよりも、一歩一歩中間平和に接近しよう。つまり国際情勢の大勢は緊張するよりも寧ろ緩和しよう。ただ米ソ共に自己に有利な中間平和状態を作り出さんとして、外交的かけ引きが活潑なだけに、一気にドイツ問題、朝鮮問題は解決せず、徐々に中間的な解決の方向に向うであろう。それだけに今年は国際情勢面から日本の景気に強い刺戟材料は期待できず、寧ろ弱材料とみるべきである。

では次に国内政治情勢はどうなるか。国内政治情勢の背景をなす日本の経済情勢は実質的には危機的様相が濃化し始めているのである。それは金融、財政、消費の三面からする国内インフレ要因によつて、国内物価は国際物価に対し割高傾向を続け、それからする輸出不振、輸入超過の尻を従来特需でカバーしてきたが廿八年度に入りカバーし切れず、同年度間の外貨支払超は総額二億四千万ドルを越す見通しが強くなつてきた。その結果は日本経済自立どころか、一足一足破産の方向に向い始めておるにかかわらず、他方では自衛力の増強から経済負担が加わろうとしている。この経済危機と自衛力増強による経済負担増加との矛盾を解決するために、米国の軍事、経済援助を必要とする。しかし米国としては右軍事、経済援助供与の必要条件として、次の二条件を強く要望した。一つは将来日本経済自立のメドをつけるため、真剣にインフレを抑制すること。もう一つはかかるインフレ抑制策を実施すると同時に、自衛力増強を遂行するに足る強力な保守安定政権を確立することである。

この経済的にはインフレ抑制策の真剣な遂行、政治的には保守安定政権の確立、この二つの米側要請は廿八年九月以来特に強まつてきた。右要請に答え、インフレ抑制の面では先ず金融面からするインフレ抑制策がとられだした。即ち昨年九月中旬から日銀は金融引締の方針を打ち出すと同時に、九月末渡米直前に池田自由党政調会長はオーバー・ローン解消策を立案した。一方政局安定のため九月末渡米前の廿七日に吉田、重光会談が行われ、自改連携への下工作が行われた。しかし十月には再び改進党は野党色を濃化してきた。十一月に入り今度は鳩自工作が行われ、十一月十七日には吉田、鳩山会談が行われ、十一月末には鳩自の大部分は自由党に復帰することになつた。

残る問題は自改の連携乃至もう一歩進め、保守合同が近く可能になるか否かである。その可能性は濃化しつつある。というのは、一つは米側からする保守安定政権出現への圧力があることと、もう一つは政治資金の問題である。労働組合の如き組織的下部機構を持ち、それから政治資金が得られる革新陣営と異なり、保守陣営の政党は政権を握つておるか、近く握る可能性がなければ、容易に政治資金は集まるものではない。既に鳩自党大部分の自由党復帰は一面政治資金の枯渇からでもある。改進党といえども、永く政権から遠ざかつており、現状のままでは近く政権獲得の見込がないので、政治資金はかなり苦しくなつておるであろう。従つて改進党は解散を賭してまで鋭く自由党と対決することは出来ず、自由党との連携、更に将来合同の道を歩むことは時間の問題であろう。

ただ公党として改進党は連携には大義名分がたたなければならず、防衛問題、廿九年度予算に関する政策協定が出来れば、早期に連携しよう。日米東京会談により、防衛力強化規模、MSA援助額、それからする廿九年度の防衛費がはつきりし、政策協定が具体化するのは、一月から二月頃にかかるかも知れない。しかも東京会談で協定したMSA援助の米議会での承認には、保守安定政権の確立を前提とするであろうから、米側の右方向に向つての圧力もその頃になれば更に加わつてこようから、保守合同の動きが活潑になろう。

ところで現在の国内景気は金融面からするデフレの力と廿八年度財政（補正予算を含めて）のインフレの力とのバランスの上に立つている。それによつて十―十二月の間は多少の波乱はあつたが、大勢保合つていたのである。

ではこれからはどうなるか　これはかかつて政局の安定いかんにある。政局が安定してくれば、いつまでも放慢な散超財政を続け得るものではない。また金融デフレの線も堅持されよう。さすれば財政インフレと金融デフレの綱引は次第にデフレの力が優勢になり、商品相場なり、株式相場なりは下降線に転せざるを得ないであろう。

さて遅くも三月中には保守安定政権の出現する公算が大きい以上、今年の日本

経済はインフレ基調からデフレ基調に変るであろう。即ち保守安定政権が出現する限り、三月末頃までに議会の審議を終るべき廿九年度予算はとにかく均衡予算の線が貫かれるであろう。勿論歳出面において災害復旧費約千億円余、給与改善費増加分四百億円余、その他防衛費、賠償費の増加が予想される以上、よほど既定経費を削減しない限り、歳出規模を廿八年度の一兆二百七十二億円の線に押えることはむずかしい。しかも既定経費削減の重点は、公共事業費、食糧増産対策費、災害対策費、財政投資等であるが、その内にはかなりの継続費があるので、現実問題としては大巾削減が困難なので、歳出規模は多少廿八年度のそれよりも膨脹しよう。それだけに均衡財政の線を打出すには、間接税のかなりの増徴は避け得られまい。

かく均衡財政の線が貫かれる限り、財政インフレの力は弱るとみるべきである

更に金融デフレの線も貫かれよう。勿論池田構想にみられる如きオーバー・ローンの一気解消は不可能である。というのは、池田構想により、政府手持の外貨を日銀に売却し、それによって得た円を開銀に出資し、開銀がこれによって銀行の長期貸出を肩替りし、銀行はその結果流動化した資金を従来の日銀からの借入れの返済に当て、これによって預金以上の超過貸出、即ちオーバー・ローンを解消してみても、再びオーバー・ローンに陥ることは不可避であるからである。即ち銀行の貸出先の企業はいまだ自己資本によって大部分の経営資金を賄い得ない以上、依然として自己資本に対する過大の借入（オーバー・バロウイング）は続くからである。従つて池田構想は表面的、小手先的オーバー・ローン解消論にすぎず、実はその解消には民間資本蓄積の総合的施策が裏づけられなければならぬ。それにしても一歩一歩金融を正常化していくために、保守安定政権が確立されるならば、三月までの今回の通常国会には無理と思うが、四月以降の次期通常国会には日銀法、銀行法、臨時金利調整法の三つの金融基本法の改正案が提出され、徐々ながら預金以上の貸出という金融インフレを是正する方向を辿りだすであろう。

つまり財政の均衡化と金融の正常化を通じ、日本経済はインフレ基調から徐々ながらデフレ基調に変つていくであろう

その基調転換の速度は一―三月間はまだ廿八年の散度超財政が実施中であり、特にインフレ要因を含む第一次、第二次補正予算総額八百億円余がこの間に集中的に支出されるから、この時期にはインフレ基調がまだ実質的にはデフレ基調に変らない。ただ人気だけは先走つて二、三月頃からデフレ警戒人気が強くなるかもしれない。しかし四―六月並びに七―九月の間には、デフレ基調に変つてこよう。その間に若しデフレ基調が行きすぎ、経済の整理過程が余りに強く現われすぎれば、その反動として十―十二の月の方が優勢であり、それに応じて商品相場の地合は弱いであろう。ただ四―九月の間のデフレ傾向から経済の整理過程が余りに強く現われすぎれば、前述の如くこれを緩和する可能性が出てくるから、そのため秋頃から相場はやゝ回復に転ずるかも知れぬ。

一方株式相場の大勢はどうか。相場の最大の材料がインフレかデフレかであり、今年はインフレ基調からデフレ基調に転換する年であるだけに、相場もいよいよ富士山の尾根づたい相場を終つて、当分下山を始める年であろう。たゞその下山は、最近の長期上昇波動の始まつた廿六年六月頃のダウ八十円台の一合目まで下ることはあるまい。というのは、財政の均衡化、金融の正常化を通じ、国内物価を一応安定させ、その上でなお残る国内物価と国際物価との開きを埋めるため、いずれは為替レートの切下は必至であるからである、たゞその実施時期が早ければ今年秋あるいは来年かであると予想される。即ち円レート切下げが前途に予想される限り、決して相場は下山を始めても、一合目には戻らず、おそらく七合目とか八合目とかにとゞまるであろう。つまりダウで三百円台、一時非常に下つても二百円台の線ではなかろうか。

かくみてくると今年の相場を極端に悲観する必要もない。というのは、

第一に為替レートの切下げが必至だけに、場合によつては秋以後に大相場が出る可能性があるからである。

第二に為替レートの切下げが予想される限り、含み資産の多い優良株は依然その人気を失わず、比較的堅調を保ち得るからである。

第三に今年は日本経済健全化の準備期として、金融正常化、特にオーバー・ローン解消へ一歩一歩手を打たれるから、これに対応し優良企業は自己資本に対する過大な銀行借入れ状態から脱却するために、増資が活潑になろう。しかも優良会社は配当水準を維持しつつ、無償交付抱合せ増資を行うから、優良増資含み株は堅調を示すであろう。

株式相場の大勢は右の如くであるとして、次にその波はどう出るか。おそらく一月頃はまだインフレ期待人気が残つているであろうから、十二月相場とほゞ同じ線を維持するであろうが、若し二月前後に保守安定政権が出現し、前述の如く廿九年度は経済自立への準備期として、財政、金融政策を通じデフレの線を貫ぬくことが表明されゝば、これによつて一時相場は大巾に崩れるかも知れぬ。その後行き過ぎた下落相場が修正されても、秋頃までは漸落傾向を示す可能性が強い。そして秋頃がら為替レート切下げの可能性が強まつてくれば、財政、金融政策の緩和と相まつて相場はかなり強い反騰を示すかも知れない。

（此の稿は日本経済復興協会専務理事武村忠雄先生執筆のパンフット「昭和九年の景気見透し」中の結論をお許しを得て転載したものである。

企業の健全化と第三次資産再評價

杉本甚七

変転極りないいまの経済情勢で、殊にアメリカの経済に依存している我国では先の見透しなど実際につくものではないと云うのが、ほんとうの考え方であろうと思う。従而現在の企業者は目先に拘泥して、いわば、其の日暮しの経営に憂身をやつしているのが多いと云うても敢て過言ではあるまい。斯うした観点から私は、将来に備える為には、企業の健全化を図ること即ち内部留保の率を高め、自己資本を充実することに努めなければならないことを提唱したい。

去る十六国会で固定資産の第三次再評価が法律で認められたのも、資本の蓄積を促進する措置の一環として、二回に亙る再評価を更に補正する意味であろうと考えられる。

実際現在総ての企業面で、一様にとはいわぬが、これまでの資産再評価は、必ずしも充分に行われたとは断言出来ぬ、のみならず其の後の物価の上昇を織り込めば更に再評価の必要性が重視せられて来たのは否めぬ事実であろう。抑も時代ばなれのした評価額でもつて固定資産に対する減価償却率をもつてしては勢い資本への食込みであり、企業の安定性を欠く事にもなつて来るのは必然的である、そこで第三次再評価をなるべく大幅に実施して減価償却を充分に行い資本の食込みを防ぐ事に努め、そうして内部留保の率を高め、自己資本の充実を期する事が大切である。再評価の少い企業面にあつては其の決算状況の上に不当であるとは一概に断言は出来ないが、ほんとうの利益率でないと云う事が言い得ると思う。

然し、再評価税の負担や資本へ繰入れに伴う配当の増加などを考え合せると痛し痒しと云う訳である事には間違いないが、経済再建途上にある今の日本として産業資本の蓄積は誠に重要なポイントに外ならぬ。

政府に於かれても此種の課税は可及的低率にするか、寧ろ課税しない措置を執られん事を要望したい。勿論第三次再評価には相当長期に亙る延納の方法もあり納税上余程緩和せられているが、延納でもやはりいつかは納めなければならぬ。

評価益と称しても、これは画に書いた餅で、換金して始めて実際の益金であるとも云える、こんな税金がある為に再評価の実施を阻む大きな原因となつている事も亦否めぬ事実である。

然しもう評価替もこの第三次で最終となる可能性が多いらしい、出来れば限度一杯とは行かなくとも、将来を考慮し此際第三次再評価を行い、利益の留保の増加し企業の健全化を図る事が望ましい。

（奈良県商工会議所副会頭
北辰電機奈良工場長）

奈良県磯城郡桜井町戒重
西垣林業株式會社
取締役社長　西垣愛太郎
電略「ナラサクライ」ニシリン
電話桜井　五五五番　五五六番　五五七番
社長宅及夜間用　五五八番
名古屋営業所
名古屋市瑞穂区桃園町七番地
電話瑞穂一〇九三番



年頭偶感

鈴木角一郎

古い語に「門松は冥土の旅の一里塚、目出度くもあり目出度くもなし」とありますが、吾等に味わい深い示唆を与えるものがあります。

日常雑務に取りまぎれて、兎角無為に過ぎんとする人生に、新年は自然の節となり、又回顧反省の機会を与えられて、仲々意義深いものがあると思うのであります。

顧みれば一九五三年は、国際政局に大きな変革をもたらしました。即ち、先ず世界の両陣営の主脳者の更迭が行われたことであげまして、米国では一月二十日、トルーマンに代つてアイゼンハウアーが大統領に就任、二十年振りの共和党政府が出現し、ソ連では三月五日、スターリン首相の急死に伴つて、若いマレンコフ政権が樹立せられ、米ソの関係は、新政権とともに終戦後の厳しい冷戦から平和攻勢への新しい段階に入つた感があるのであります。

一方朝鮮では、一九五〇年以来の動乱が曲りなりにも休戦の成立を見ましたが、之に反して、中共勢力の増強と共に東南アジア、殊に仏領印度支那方面における動乱は、一層激化の徴候を見せているのであります。

此の間に於きまして、我が国は長い間の占領下から解放され待望の独立を回復しましたが、世相は依然として混沌たる状態から脱せず、政治の面に於きましては、僅か一ケ年足らずの間に、二回に亙る議会の解散が行われて、所謂政治の空白が続き、加うるに不幸六月以降国内各所に水害或は冷害が発生して、それでなくてさえ、底の浅い我が国経済界に相当深刻な打撃を与えたのであります。

私は昨年本誌第二号に「第四次吉田内閣に望む」と題し、独立国家として必須条の件である、経済の自立、割高物価と貿易不振対策、占領下の法規改廃並びに行政機構の簡素化等の諸問題に就いて、卑見を開陳いたしました。

此等の諸問題は、いずれも国を憂うる国民各自が、一日も早くその解決を希求して止まないところでありますが、遺憾ながら茲再今日に及んで居るのであります。

政府も漸く事態の重大性を認識し、是が対策として二十九年度予算は、一兆円以内の均衡予算を決定して議会に提出し、日銀の金融引締策と相俟つて事態収拾に乗り出すことゝなりましたが、これは当然のことで、寧ろ遅きに失したことを遺憾とするものであります。

洵に此の一年間の国政如何は、我が国将来の平和的繁栄への基礎となるかどうかの重大岐路に立つものと言うべく、これがためには強力不動の経済自立対策が確立されることを要望してやまないのであります。

飜つて自動車界を展望致しますと、全国自動車総数は百万台を突破し、これは昭和十三年戦前最高の自動車数に対し、ほぼ五倍を数える盛況でありまして、しかもなお月々約三万台宛増加する趨勢にあり、その発展は実に驚異に値するものがありまして、全国各地に亙り再建日本の一大動脈を形成いたしておるのであります。

これは、一には、自動車のもつ幾多の卓越せる性能、長所に依るものであるが、更に関係御当局の適切なる監理行政と事業者の努力の賜であることを痛感する次第で、御同慶の至りであります。(別表参照)

「参考」昭和二十八年九月三十日現在

全国自動車々輛数	九三三・四七五台
奈良県〃	七・九九三台
昭和二十九年一月一日	八・九三七台
奈良県〃	

併し乍ら、過去一年間を回顧します時、業界は決して一路坦々たる歩みを続けて来たのではなく、寧ろ近年稀に見る波瀾に富んだ年であつたと言うべきで、即ちその主なるものを列挙して見ますと、

一、免許廃止の問題

第十六国会で審議せられたが、当局並びに業界必死の活動により、その適当ならざることが認められ、従来通り免許制度の存続が決定された。

二、自動車税の問題

各車種によつて異るも概ね五割程度値上げ。

三、外国自動車輸入の問題

国内車の割高と生産数の不足を補うため。

四、燃料需給の問題

その大部分は輸入によるものであるから之が解決をはかるため。

五、風水害による被害対策問題

六月以降数次に亙る風水害のため業界会員に多数の被害あり、之が復旧補助につき当局への申入れ。

等々でありました。

これ等は何れも容易ならざる問題で、業界挙げて対処しましたが、情勢の推移は一日の荷安をも許さないものがあります。

就いては今年度の業界の焦点は、引続き税問題、道路問題、燃料問題の三点に要約されることと思いますが、右は何れも昭和二十九年度予算と関連し、業界の浮沈に関する重大事項でありますので、吾々は事業の公共性と同時に又これが育成助長は国力の発展に寄与する所以を強調して、適当な解決をはかりたく念願いたして居ります。

次に当社事業に就ては、本誌第三号に、その概要を申述べましたので、御高覧いたゞいたことゝ思いますが、玆に重複をも省りみず、重ねて申述べ度いことは、我が社の使命の達成と言うことに就てであります。当社は文字通り全県下全市町村に亙りバス網を形成し、県民各位の御愛顧を得て居りますことは、常に深く感謝いたして居るところであります。

この重要な使命達成のためには、一にもサービス、二にもサービスを信条として真心のこもつた旅客取扱いに努めますのはもとより、進んで設備の改善、増強が必要欠くべからざることなりと考えまして、此の方針の下に日夜ひたすらこれ努めて居るのであります。

当社は資本金僅か四千万円でありますが、総興業費壱億七千弐百万円（昭和二十八年十一月三十日現在）、内昭和二十八年度分として八千九百参拾万円をもつて車輛の増強その他にあてゝ居ります。

「註」車輛内訳乗合車一五九貸切車二四

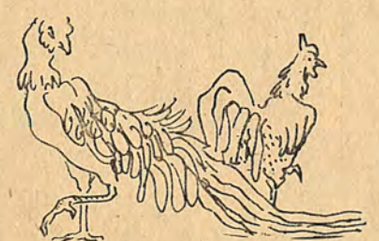
乗用車	六二通送車 四
霊柩車	二貨物車 一
計	二五二輛

昨年は、年初県、市御当局をはじめ交通事業関係者等が、大挙九州方面に出張して宣伝誘致に努めました結果、上期には相当の成績を収め得たのですが、六月以降は不幸数次の災害に見舞われ、六月十八日の北九州水害、七月十八日の南近畿水害、八月十五日の南山城水害、九月二十五日の十三号颱風等により、社線の運転休止率最大七五％に及び、尚国鉄関西線及び奈良線の二ケ月に亙る休止及び奈良電の十三号颱風に依る休止等が続いて起りまして、季節観光客を目当とする当社は、直接間接甚大なる損害を蒙りましたので、二十八年度は充分の成績を挙げ得なかつた次第であります。

本年は、かねて計画した資本増加も一月末完了の運びとなり、資本総額八千万円（授権資本一億六千万円）となりますので、今年こそは挙社一丸となつて資本と設備の活用に遺憾なからしめ、沿線各位の要望に応えることを期し、以て交通機関の使命達成に精進いたしたく念願致して居る次第であります。

所謂特需のような一時的収入の永続は期待されないのでありまして、今後何んとしても正常輸出の伸張がなければ、我が国は、食糧及び工業用原材料の輸入資金にも不足し、物価は騰貴し、増大する人口を吸収すべき経済自立は到底達成されない訳であります。玆にやかましく経済自立の叫ばれる所以がある訳でありまして、繰り返して申しますが、これが対策は先ず政府のつくつた本年度一兆円以内の超均衡予算の完全実施からスタートし、かねて国民がひとしく待望して已まない法規機構の簡素化を断行し、以て占領下の残滓を速に一掃することを切望する次第であります。

（奈良交通株式会社社長）



全國及當縣自動車々輛臺數表

（奈良県陸運事務所調）

28. 9. 30 現在

用途別 / 区分 / 車種別		自家用 全国	自家用 当県	官公署用 全国	官公署用 当県	営業用 全国	営業用 当県	国鉄 全国	国鉄 当県	計 全国	計 当県
貨物	普通	84,708	**795**	20,322	**85**	43,618	**447**	1,144	**12**	149,792	**1,339**
	小型四輪	48,134	**363**	5,494	**37**	1,857	**26**	—	—	55,485	**426**
	〃 三輪	237,822	**1,383**	5,427	**50**	23,998	**187**	—	—	267,247	**1,620**
	けん引車	202	**1**	79	**1**	261	—	2	—	544	**2**
	被けん引車	183	—	1,883	—	403	—	7	—	2,476	—
	計	371,049	**2,542**	33,205	**173**	70,137	**660**	1,153	**12**	475,544	**3,387**
バス	普通	431	—	624	**8**	24,134	**180**	1,694	—	26,883	**188**
	けん引車	2	—	—	—	318	—	7	—	327	—
	被けん引車	8	—	5	—	270	—	6	—	289	—
	計	441	—	629	**8**	24,722	**180**	1,707	—	27,499	**188**
乗用	普通	42,131	**144**	9,708	**92**	17,849	**135**	—	—	69,688	**371**
	小型四輪	15,545	**48**	2,833	**20**	15,987	**31**	—	—	34,365	**99**
	〃 三輪	284	**2**	225	—	1,419	—	—	—	1,928	**2**
	計	57,960	**194**	12,766	**112**	35,255	**166**		—	105,981	**472**
	小型二輪	36,718	**216**	2,578	**35**	2	—	—	—	39,298	**251**
軽自動車	三輪	218	**1**	39	—	60	—	—	—	317	**1**
	二輪	259,343	**3,536**	4,343	**55**	26	—	—	—	263,712	**3,591**
	計	259,561	**3,537**	4,382	**55**	86	—	—	—	264,029	**3,592**
特殊自動車	普通	2,537	**7**	12,424	**66**	1,250	**6**	—	—	16,211	**79**
	小型特殊	727	**19**	2,909	—	156	—	—	—	3,792	**19**
	計	1,121	**5**	—	—	—	—	—	—	1,121	**5**
		4,385	**31**	15,333	**66**	1,406	**6**	—	—	21,124	**103**
合計		730,114	**6,520**	68,893	**449**	131,608	**1,012**	2,860	**12**	933,475	**7,993**

備考　昭和29年1月現在　奈良県自動車々輛数は次の通りである。

バス　191　（内自家用 1　官公用 8　営業用 182）

タクシー　170　（内 普通 135　小型 35 ）

貨物　3,584　（内営業用　679（普通 449　小型四輪 27　小型三輪 203））

　　自家用 2,905（〃 881　〃 429　〃 1,595）

その他　725

小計　4,670　別に軽自動車　4,267　合計　8,937

註　戦前の最大自動車数　昭和13年度　217,000

「アンケート」私の事業とその要望

一、昨年の私の事業はこうであつた。
二、本年の私の業事はかくありたい。
三、私の一番要望したいものは

奈良綿業株式会社々長
中村絹次郎

（一）順調。
（二）産地仲継問屋としての機能を発揮して、県下の機業の発展に寄与したい。
（三）資本の蓄積

奈良製墨協同組合
松井朋三郎

（一）日々の仕事を処理することで手一杯でしたから事業など名の付くものはありませんが、強いて求むれば、小学校での毛筆習字が正課に復活して第三年目を迎え、一層学校と家庭での習字を普及するため、東京大阪を初め各地での書道展や講習会の開催に努力しました。皆様のお蔭で売上増進が実質的に見えて来ました。

（二）こゝ二、三年間の業界の現状を見ると、一部では価格競争が激化し適正利潤まで度外視して、所謂出血販売した業者もあつたようです。このような無駄な競争は決して健全な姿でないと思いますので、業者は自主的に結束し生産と販売について協力することが、一層望ましい次第です。今年は業界団結に力を致したいと思つています。

（三）最近資本蓄積に関する意見や方法論が各方面から取上げられていますが、私も要望の一つに業界の資本蓄積を促進したい、何れ来る不景気や金づまりから、企業が破たんしないためにも、又基礎のぐらつかない企業とするためにも必要であるからです。

日本通運奈良支店長
竹田久治

（一）商い即ち物の売買契約が出来ましても其の物が動かなければ、商にはならないのでありますから、商よりも物の動きの方が先に発生したのであります。商と云う言葉の生じない遠い以前より物の運送行為はあつたのであります。物々交換が繁くなり商行為が生れ生産と消費の面が円滑に流れる、其の流れが運送でありますから、経済界の盛衰と日本通運の消長は断ち切る事の出来ない間柄であります。従つて経済力は貨物の移動数によつて略ぼ計る事が出来ましよう。

御参考迄に二十八年中に於ける奈良県下の日本通運の事業内容の取扱数を申上げますと

一、通運業　鉄道運送六一八、一一〇屯
二、自動車貨物運送業　自動車運送　二五三、一九九屯
三、倉庫業　保管貨物一一三、四三五屯
四、構内小運搬中継作業二九、五二二屯
五、附随業　貨物荷造　二、八〇三屯
六、海運業航空業　取扱なし
七、損害保険代理業　火災、運送、自動車　一〇〇、三〇二件

合計取扱数量一、〇一七、〇六九屯でありまして二十七年に比較して一一五、〇〇〇屯弱の減少となります。平常であれば経済力の減退となるのでありますが、是れは異常の十三号颱風によつて鉄道の不通並に山間部の道路決潰の為運送杜絶が原因でありまして経済力の低下ではありませんが、兎にも角にも私の事業としましては、家屋の崩壊等も合せて手痛い打撃を蒙つたので御座いますが、幸い企業遂行には何等支障を来す事無く経過致しました点は些か慰めとします。

（二）さて本年は各業界とも概ね好況は予期せず不況を如何に乗り切るかの問題を有し、国は自立経済確立への出発等非常に難しい年であります。私の事業は運送及保管を通じて、皆様の財宝である貨物を無疵で完全に守り抜くと云う寔に地道な事業である一面、社会の総ての方々を対照としますし関係上、飽く迄も奉仕の心を基として御期待に副い奉りたい覚悟であります。

殊に本年の新しい計画と致しましては、京終駅より東京行の小口貨物を集めて貸切貨車積として発送する混載扱が国鉄天王寺管理局より承認を得まして、一月二十日より実施しています。これは輸送途中積替も無く迅速に東京へ着きますから、何卒御利用を御願い申上げます。

(三) 最後に私の要望を申上げますれば交通事故の絶滅を期したい。

人の歩みは繁しくなる。機動車はどん〳〵増える、道路の改発は遅々として進まない。交通は雑然として人と自動車の接触による死傷は尠くない、私は之を見聞する毎に心を傷めます。

この事故中不可抗力的なものは一割位でしよう。交通の秩序を保ち歩行者も機動車も注意を喚起して災害を無くしましよう。

大和物産株式会社
取締役社長　**新城奈良一**

(一) 思えば災害の多い年であつた。殊に九州地方の水害には相当の被害を受けた。木材の高騰は木製品の騰貴となり、お得意先への値上げ要求も再三に及び、年末正月用品の売行まず良い方であつた。絶えず註文品に追われ乍ら全力を尽し完納の出来た事は何とも言えぬ嬉しさを感ずる平ぼんなる一年を送つた。

(二) 政府の緊縮予算及資金の引締等により物価の引下げ政策大いに歓迎、昨年中の木材高騰による製品の騰貴も此の辺で一服、出来得れば一割か二割位の値下げで安定せしめたい。本年は小生の当り年健全経営のもと大いに頑張りたい。

(三) 政局及経済の安定を切に望む、此れが為には保守政党の合同又は再編成を要望する。

コクキゴムKK社長
安田秀夫

(一) 一概にゴム工業と申しましてもその業種は多岐多様に渉つて居りまして小生の仕事などはその九牛の一毛に過ぎません。

従つて昨年は一般ゴム工業界は甚しく不振でしたが、小生の処は特殊な業種に属して居ります関係で。その不況の渦中に捲き込まれずに済みました。勿論所期の目標に迄は達しませんでしたが成績は所謂〃概ね良好〃と謂うところでした。

(二) 然し乍ら之を以て楽観することは禁物です、と云うのは今年は決して昨年並には参らぬと思うからです。

年頭から関係各方面の意向を夫々打診しましたところ、何れも一様に緊縮政策の影響もありましようが、絶対に消極的でありました。従つて今年は事業の伸展は先ず望み薄ですが反面堅実な歩みを辿ることであろうと思います

彼我を見て参りますと、私共中小商工業者にとつては誠に事業のやりにくい、伸ばし難い年だと痛感されます。

此の年に昨年の営業実績を最底線二割上昇を目途に努力しようと目下、資料の数字を前にして苦慮致して居ります

(三) 私達大和に生大れ、大和に生涯を送ろうとする商工人として過去、現在を通じて、口を酢っぱくして言われています大工場の設置、誘致の問題は、他県人よりは観光地とより見られぬ風土と、小規模な農民層の現状では大阪市のリクレーション地帯の如き本県にて実現の困難なことだと思つています。

それよりも遅々として進行を見せています奥吉野開発事業を、積極的に進めて戴くと共に、同事業を中心として、紀伊半島全般に亙る大総合開発事業として、将来一府三県の地図の大巾に書き替えられ、全日本のモデル地区になるべく衆智を結集して進まれるような大きな初夢を見ています。

尚金融機関が本県発展の為に県内商工業者の融資に協力して戴き度いことは申すまでもありませんが、本県の各種事業に対して本県商工業者が総ての資材労力を提供し得る様に、業者の努力と当面の御協力をお願いして拙文を終ります。

依て小生今年の方針は思惑的行き方は全然執らず、専ら着実一途昨年の上昇線に沿つて漸進的に之れを延ばして行くことに重点を置き余暇あれば新製品の研究に没頭しようと決めました。

(三) 例の統制時代には業界の情報も或る程度上から下へも流れて来ましたが、現在は全く停電下のラヂオの如くで、必要なニューズも自力で求めなければならず、之れすら往々にして群盲摩象に堕することが多いのです。

斯業発展の為にも適確公正な連絡並に指導機関を持ち度いものであります

以上

本年は小生の干支の午年。小生も亦駑馬に鞭打つて躍進し度いと午夢のたわ言を述べた次第であります。

山口隆三郎

(一) 昨年度の私の事業も御多聞にもれず、国内一般中小企業、並に消費インフレの影響と夏季の風水害により労せずして、二割程度の上昇は省りみてお恥かしい次第と思つて居ます。

(二) 本年度は政府の予算編成に見られるように、デフレへの途をとつて、物価指数の引下げを計つて居られますが、此の時に私共が最も期待していますす減税政策は、良く〳〵見て参りますと、実質的には少しも軽減されない減税案と言う誠に珍妙なものが出来上りつゝあります。

随想

河豚の話

鈴木徳衛

フグ料理は何と云つても下関ちり、刺身、鱠酒、白子酒等。何年か前迄下関で当らないのはフグと天気予報と人が笑う位、今では天気予報も科学の進歩に依つてレーダー等迄出来る位だからこの方は当る率が良い方が良い。然しこのフグ料理に私が当つたのだから堪らない。それも下関の料理屋で五人程で卓を囲んで私丈が中毒した。盃で五、六杯、その間フグ料理の皿をつつき廻している内に口はしびれる。足の関節はがくがくして動けない。胸は悪くなる。冷汗は出る。もう最期かと思つた。それでも医者の手当も受けずに生き伸びたのは幸か不幸か。フグは喰いたし命は惜しいとは名言である。フグを俗に鉄といわれるが良く当るつまり中毒することが鉄砲の弾が当ることに例えられ鉄ちり等と云われる所以なりと。山陰地方の一部にはフグの真子を特殊な料理方法をするらしいが、例えばカス漬にして二、三年貯蔵するとか、これも有毒でないと云う検査でもしなければ、一寸手がつけられない。非常に美味しいものだそうである。常識では考えられない。学界でも必らず中毒すると云つているしろ物丈に。東京で戦時中研究用に冷蔵庫に危険物と赤字で書き保管中フグの真子を盗まれた事があつた。行方を探した結果盗んだ仲仕が隣組に配つたからたまらない。何人かが被害を受けた。当時警視庁の調査に依ると当人達四、五人で喰べたあとはあつたがそれらの者は行方不明になつて了つたが死んでいないと云うことであつた。これも不可解なことである。京都府会では一時フグの販売を禁止し入荷したものは全部府の係員立会の上焼却処分していた。大阪府では特定の料理人つまりフグ料理の講習を受けた者を許可制として処理に当つている。後には大体全国的にこの方法をとつている様である。

最近東京の料理屋ではフグは下関から活フグを航空便で運んで使つていると云うことであるが、一般都会人からも賞味される様になつた。

フグの種類にもマフグ、この中にも腹鱠丈が黒と白の二種類あり、俗に云うナメラフグ白鱠の方が美味、その代り中毒する率も多い。トラフグ、サバフグ、ギンフグ、ハコフグ、ナゴヤフグ等、種類も多く毒の保有量も違う。味も違う。一時フグの内臓ランゲハンス氏島から神経系の病気に特効ある薬の製造が可能の様聞いていたがランゲル注射薬がそれである。フグを食べることや又黒焼にして中風の薬になる等噂はきいているが何処迄が確かなものかも分らない。フグの鋭利な歯から貝等を常食とすること、魚には珍らしい泣声と云つても歯ぎしりより発する音等毒を持つている丈に生態も面白い。

＝見たまま＝
＝聞いたまま＝

◎題して桁はづれ

○国の予算も一兆円で押えようとしている。

○兆の上は京（きよう）。その上は穣（じよう）。その上は溝（こう）その上は澗（がん）。その上は正（せい）、その上は載（さい）。その上は極（きよく）。これでしまいか、まだある。その上は恒河沙（こうがしや）。その上は阿僧ぎ（あそうぎ）。その上は不可思儀（ふかしぎ）。その上は無量大数（むりようだいすう）。

○これ以上大きい数はありません。

さて少さい数字を調べて見ると、円の下は銭、厘、毛、糸、忽、これ位はだれでも知つているが、その下は微（び）、その下は繊（せん）、その下は沙（しや）、塵（じん）、埃（あい）、渺（びよう）、漠（ばく）、これ以上小さい数はないらしい。（日商ニュースより）

◎騒々しい
ゴタ〳〵條例

新興工業都市、近鉄沿線の布施では昨年「騒音防止条例」という「ケッタイナ」というとしかられるが、変つた規則が出来た。つまり、早くいうと、やかましい音を出したら拘留や科料に処せられるというのである。

詳しくいうと拡声放送、人の声、楽器、警笛など、凡そ大きな音の出るもの。

さてどの程度が違反になるのか、それは地区間の自然平均音となつていて、この平均音を超えて公衆に迷惑を及ぼした場合だそうな。

こうなると一パイ機嫌で大声を出そうものなら、たちまち御用。

さて問題は平均音という程度である、又音は消えて仕舞うもの、これをどう証拠づけるか、さてもややこしいと大阪あたりで話題になつているとか。

解說 會議所問答

（或るお店の御主人と事務局での問答）

○一体会議所て何してまんねん。

□商工会議所とはどういふ仕事をするのか、と云ふことをよく聞かれます。又我々商工業者が入会してどの様な利益があるのだと云ふこともよく問はれます。これはなかなか難しいことで一口に説明は出来難いのでありますが、新しく商工会議所法も施行されましたので概略説明してみませう。

先づ何をする所か、どんな仕事をしているのかとの説明ですが、その目的に、国民経済の健全な発展を図り兼て国際経済の進展に寄与するとある様に最も基本的な社会経済の制度や実態を研究分析して、世論に基き商工業の振興、社会一般の福祉の増進のため絶対欠くことの出来ない非常に広範な活動を行つているのであります。即ち商工会議所は普通の経済団体ではなく法律によつて定められた特殊法人としての権限を有し、あらゆる業種に対して最も公正で合理的な多数の利益の為に働く機関となつています。

一、商工会議所としての意見の公表及び国会、行政庁等に対する意見の具申又は建議
二、行政庁の諮問に対する答申
三、商工業に対する調査研究及び資料の収集
四、商品の品質又は数量、業者の事業内容其の他の証明鑑定又は検査
五、輸出品の原産地証明
六、商工業に関する施設を設置し又は運用する
七、講演会、講習会の開催
八、商工業に関する技術又技能の普及又は検定
九、博覧会見本市等の開催
十、商事取引の仲介斡旋
十一、商工業に関する相談又は指導及び信用調査
十二、行政庁から委託を受けた事務その他目的を達成するに必要な事項となつています、要は皆様方の意見を行政庁に伝へたり皆様方の利益を得る様な指導をしたり便宜を計つたり、或る特定の個人又は法人の利益を目的としての事業ではなく地域業者の振興発展の為に努力しているのであります。

○そんな「ボヤツ」としたこといわんと、もつと、きつちりいへまへんか。

□それでは、具体的にいうて見ませう。先づ

○ほたら、入会して会員になつたらどんな得がありまんね。

税金を安くして貰へて、商売は儲けさして貰へて、お金が出来て。

□一寸まつて下さい、あなた見たいに、入会して早速、御利益があるのかといふお尋ねは一寸ピントはづれですな、それは各業者によつてその受ける利益も変つて来るでせうし、又その利用程度によつて利益を受ける受けないも変つて来ることでせう。商工会議所より利益を求めるのではなく、業者から進んで意見を申し立て会議所を利用し改善を要求する、即ち会議所は自分達のものであるとの事を意識して運営してゆくといふ気持であつてほしいと思ひます。よく入会して居なくても事業はやつてゆけるといはれますが成程事業は出来るでせう、然しそれを自分だけの力だと自負してよいものでせうか。目に見えない利益、恩恵を他から受けるだけで他の利益のことには一顧も与へぬ、たとへば税制の改正、貿易の促進、各種施設の誘致、陳情等目には見えないが各位の協力によつて出来る仕事であつて、積極的な改善、発展に努力せず利益だけを甘受すべきではなく、業界の発展は団結の力で会議所を運営し利用して頂くことに依つて達せられるものです。

○今年から会員でない者まで、何やら負担金とかいうて、お金取られると聞いてゐますが、これはどないなりまんね。

□新しい会議所法では一定基準以上の商工業者を「特定商工業者」というて、法律で定められた台帳、法定台帳に登録せられるのであります。これは政令で定めた事項を法定台帳に記載しその地区内における特定商工業者の利益を計り合せて商工会議所の事業の適正且つ円滑なる実施に資するため運用し地区内業者の発展を計るものであります。その為この法定台帳の作成、管理及び運用に要する経費に充てるため政令で定める所により所要の負担金を賦課することが出来るので又特定商工業者は登録の義務を負ひ、資料の提出を求められた時は正当な理由がない場合これを拒めないのです。

基準額は当地域内では個人では事業税額三万六千円以上、法人の場合は人で資本金三十万円以上の地区内で営業所、事務所、工場又は事業場を有する商工業者となつています、そして登録の際この負担金を支払ふのであります。

○今日はまあ此の辺でお暇しまつさては左様奈良、又来週のおたのしみ……

解說 特別減稅國債とは

政府が、開発銀行を通じて、電力、海運、鉄鋼、石炭等の重要基礎産業に投資するため、その資金を調達する目的で発行する国債をいう。一般国民の貯蓄を奨励して、広くこの国債の消化を図るため、これに応募した個人又は法人には、所得税又は法人税を一定割合で軽減することがその特徴であり、特別減税国債の名もこれにもとずく。

従来財政投資の資金源であつた見返資金が、米国からの援助打切りによつて先細りとなり、租税収入による打資資金の調達も困難となつたので、本年度においては、産業投資特別会計を創設して、見返資金を継承すると共に、特別減税国債を発行してその資金にあてようとするのである。

二十八年度における発行総額は二百億円、利率は年四分、償還期限は五年以内で抽籤によつて三分の一ずつ三年、四年、五年にわけて償還される。発行券面は、五千円、一万円、五万円、十万円の四種である。減税の特典として、個人は二十八年度の所得税から、応募額の二五%に相当する金額を軽減される。それゆえ、この国債を一万円買えば二千五百円だけ減税としてもらえる。法人は二十八年度分の法人税から応募額の二一%に相当する金額を軽減される。この国債を一万円買えば、二千百円だけ減税してもらえる。

この国債の応募額には限度はないが、減税額は、所得税・法人税共に税額の二〇%に制限されるから、それ以上買つても、超過購入額に対する減税はない。減税を受け得る購入限度は個人的は20%～25%＝80%即ち所得税額の八〇%である。それゆえ十万円の所得税納税者は、八万円の購入額までは減税される。法人については計算は略するが、減税購入限度は、法人税課税所得の四〇%または法人税額の十%強ということとなる。また特別減税国債の利回りは、減税分を計算に入れると個人の場合は年一割二分、法人の場合は年一割五厘となる。買入希望者は、銀行または証券会社へ申込めばよい。

営業種目（食料品加工用繊維品、綿織ベルト、コンベヤーベルト、醸造用研磨用袋織、其他帆布、厚織物等製造）
前山厚織工業株式会社
取締役社長 前山誠逸
奈良県吉野郡下市町大字下市二九四
電話 下市 一〇三番（事務所）二六一番（工場）

解説

無額面株

無額面株とは、株券面に株金額を表示しない株式をいう。従来の日本の商法では、株券にはかならず株式金額を記載しなければならなかつた―たとえば一株券には一株の金額、十株券には十株の金額百株券には百株の金額を―そしてかように株金額を記載した株式を額面株という。

ところで経済上から見ると、株式は会社の財産に持分をあらわすものであるから、額面株のように金額をもつて持分をあらわさず、会社財産に対する割合をもつてあらわしてもよいわけである。この割合をもつて持分をあらわした株式を比例株という。無額面株はすはわちこの比例株に属するが、無額面株には更に次の二種類がある。

（一）準無額面株　これは株券面には株式金額を記載して無いが、定款には株式の最低発行価額が定めてある場合の株式をいう。

（二）真正無額面株　これは株券面にもまた定款にも、株金額の記載されていない株式をいう。それゆえ、この種の株式はどんな価格でも発行することができ、発行価格を自由に決定することを得るのである。

日本の新商法は、米国にならつて無額面株を認めた。詳しくいうと、会社設立の際に無額面株式を発行するには、定款にその最低発行価格を記載しておかねばならない。しかし他方授権資本制が認められ、会社設立後に新株を発行することができるから、この新株は真正無額面株とすることもできるわけである。

無額面株式を発行した場合を発行価額の総額を資本金とするのが原則であるがその一部を資本金としないで、これを資本剰余金という一種の積立金とすることもできる。無額面株には利害の両面があり、その会社、株主及び債権者に対する影響も同じでない。会社にとつては旧株の額面以下の市価で新株を発行することができ、増資を容易にする益があるが、これを発行するか否かは、慎重な判断を要するであろう。

○俳句

若草山・山やき

福村青纓

これやこの、奈良の都の、お山焼
お山焼、仰ぐや古き、旅籠より
山焼く火、八方にいま走りけり
山焼く火、松に移らぬ、神慮かな
親火子火、孫火も出來てお山焼

（関西電力奈良支店長）

解説

商業登記規則一部改正

改印届には二人以上の保證書

法務省令第七十七号をもつて標記規則の一部が改正され、昭和二十九年一月一日以後の商事会社の役員の改印による印鑑を提出する場合は、当該登記所に印鑑を提出している者二人以上が改印後の印鑑に相違ないことを保証した書面を添附してなさなければならないことになつた。

記

一、第八条第二項の改正規定中「印鑑を提出している者」とは、非訟事件手続法第百五十条ノ四（各種法人登記関係法令で同条を準用する場合を含む。）の規定により印鑑を登記所に提出している者を指し改印提出者と同一の会社その他の法人に属する他の役員であつてもさしつかえないが、不動産登記法施行細則第四十二条及びその準用規定による印鑑提出者は含まない。

二、改印後の印鑑に相違ないことを保証する書面は、必ずしも別紙によることを必要とせず改印届の末尾に保証文句を記載して、保証人がこれに記名押印してもさしつかえない。

三、改印後の印鑑に相違ないことを保証する者の押印すべき印鑑は、その者が登記所に提出してある印鑑でなければならない。

解説

こういう時は却下されます

（法人青色申告の取消基準）

青色法人の帳簿書類が法令の規定に準拠していない場合や所得をいんぺい又は仮装した場合には青色申告書提出承認が取消されることになつているが、帳簿書類が法令の規定に準拠しているか否かの判定は多分に主観的要素が含まれるので、納税者と税務当局との間に徒らに紛争をもたらしている。税務当局でも帳簿書類が法令の規定に準拠しているか否かで青色申告の取消原因とすることは青色申告育成の立場から不適当であるとの結論に達した模様であり、承認を取消す場合の具体的な取消基準の作成を急いでいる。次に掲げたものは目下国税庁において慎重に審議されている法人の青色承認の取消基準及び取消後の再認についての内案である。

○青色申告承認の取消基準

次の事項に該当する法人は、それぞれ括弧内の日に青色申告提出承認の取消原因が生じたものとみなして当該日を含む事業年度から承認を取消す。

（1）帳簿書類などを調査した結果、記帳が積極的に行われず又は断片的である等のために当該帳簿書類では所得金額が適正に計算されないから、資産の増減状況、収支状況、生産高等によつて全面的に認定課税を行わないかぎり適正な課税がなされないと認められる場合。（その事業年度末日に取消原因が発生したものとみなす）

（2）重加算税を徴収することとなる場合で、当該事業年度における増産所得金額又は減差欠損金額のうちいんぺい又は仮装にもとずく事実による金額が七割をこえる場合を含む）。（そのいんぺい又は仮装があつた日現在）

（3）重加算税を二事業年度連続して徴収することとなる場合。（後の事業年度における増加算税を徴収した日現在）

（4）二事業年度連続して法第十八条及び第二十条から第二十二条の三までの規定による申告書を提出しない場合。（後の事業年度分の申告期限の末日現在）

（5）四事業年度（事業年度が五カ月をこえる法人については、二事業年度）連続して法第十八条及び第二十条から第二十二条の三までの規定による申告書をその提出期限後に提出している場合。（これらの事業年度のうち最後の事業年度分の申告期限の末日現在）

○青色申告承認の取消後における承認

青色申告取消後再び承認をする場合には、将来取消を行うことがないように帳簿書類等が整備改善され、所得金額が正確に計算されているかどうかを認めた上これを行う。したがつて、青色申告書提出の承認を取消した後、当該法人から再び青色申告書提出の承認申請があつた場合には、必ず当該法人の限度書類等を調査し、次の各号に掲げる条件のすべてに該当する場合にかぎり承認する。

（1）承認申請書が、当該申請書提出の日前、最近の取消通知をなした日から一年を経過した後提出されたものであること。この場合において、一年以内に提出されたものであるときは、当該申請書は、一年を経過した日後最初の事業年度分の申請書として取扱うことができる。

（2）承認申請書が法第二十五条第三項に定める期限内に提出されたものであること。この場合において、期限経過後において提出されたものであるときは、当該申請書は、当該申請書に記載された事業年度の翌事業年度分の申請書として取扱うことができる。

（3）帳簿書類の備付、記載、決算等について法人税法施行細則第十六条から第十八条までの規定に準拠しており、所得金額等がほぼ正確に計算されるように改善されていること。

（4）承認申請書提出の日前、最近の取消通知をした日後、当該申請書提出までの各事業年度について、重加算税を徴収していないこと。

（5）承認申請書提出の日前、最近の取消通知をした日後、当該申請書提出の日までの各事業年度について法第十八条、第二十条から第三十一条までの規定による申請書をその提出期限内に提出していること

解説

◎電氣使用心得帳

去る昭和二八年一一月二〇日通商産業省告示第三三五号で電気使用制限規程が制定されました。この実施については改めて実施告示の発令を俟つて行われることになるのでありますが一般需用家に関係ある箇所を抜萃して御説明しますと、

第一条　禁止需用

需用家で電気を使用してはならない用途及機器は次の通りです。

電気製塩、電気ボイラー、電気冷房製置（産業用のものを除く）暖房用電熱器、電気風呂用電熱器、広告灯、電飾ネオンサイン。（公共標識用のものを除く）多灯式街路灯、屋外投光器（交通及作業用を除く）

第二条　電灯使用禁止時間

日の出三〇分後から日没三〇分前までの範囲内で通産局長の定める時間は点灯出来ません。

但し地下室、ビルデング等で昼間も点灯を必要とする場所は電力会社で認定して使用することが出来ます。

第三条　動力使用禁止時間

電力及電熱の使用を禁止される時間は日没一時間前から継続する四時間の範囲内で通産局長が指定する時間とします

此の場合

（1）五〇〇KW以上の大口工場は点灯時、最低必要電力以下に抑制。

（2）女子及年少者の二交替操業で、深夜業の出来ない工場或は三交替制操業を常態とする工場は禁止時間を三〇分乃至一時間短縮されます。

（3）公共事業用及保安上必要な電力に対しては緩和措置が採られます。

が、此三項は申請して認定を受ける必要があります。

第四条　休電日

小口及大口電力の御需用家は一週間に付休電日が指定され次表に基き所轄通産局長が指定する。

段階	第1段	第2段	第3段
休電日数	1日	2日	3日

休電日に於ても午後一〇時から翌日午前八時迄は制限の対象外ですが第六条の使用電力量の制限は対象とされます。

尚保安上電力使用を必要とする場合は申請により緩和されます。

第五条　照明用電力の限度

照明を必要とする場所一坪当り五〇Wが使用限度になります。

第六条　使用電力量の限度

使用電力量の限度は、昭和二八年五月の検針から九月中の検針の間における一日の平均使用電力量に通産省より示された係数を乗じ、更に供給種別により日量、週量或は月量にて表わされた数値を使用電力量の限度とします。

大口工場の如く日量、週量で制限される需用は毎週金曜日の零時から一週間の実績で超過の有無を調査します。

その他

本制限に違反されると公益事業令第八七条の罰則、電気の供給停止、電気割当に対する行政措置、使用電力量限度の低減等が適用されることがありますが、細部については関西電力奈良支店まで御問合せ下さい、親切に説明せられます。

◇・◇

商店經營

◎一口忠言

一言居士

○一寸した品物を見ようとしても、店員がうるさくつきまとう、この店は入りにくい。

○売っている商品について店員があまりにも知識が無い場合がある。

○店内で自由にさせる店は入り良い。

○買つた人にだけヘイ〳〵お上手いうのがサービスではない。

○買う方も売る方も利益のある商売であつてほしい。

○お客様本意、利益を度外視した商売なんてあるはずが無い。

○何も買わずに店から出る人にも笑顔で見送つてこそこの店は繁昌する。

○二百九十一円の買物をして、三百円に対する九円のつり銭貰うのに十分以上も待たされたと、どこかの雑誌に掲載されていた、こんなのは十円お返しして、一円だけおまけすべきでしょう。

○買つた品物を都合で取換に行っても、笑顔で迎えて呉れるだけのサービスがほしい。

○お菓子屋の手づかみや、袋に入れる際、「フット」自分の息で開けることだけは注意すべきことである。

○電話だけ借りても笑顔で応接するお店は必ずお得意がふえる。

○顔見知りのお得意さんにだけ笑顔で迎える店は、いつも同じで進歩がない。

○自分の店にない物は、売っている店を教えて上げるだけの雅量がほしい。

○正札をつけて裏返して陳列してある、ケースがある、正札の役目を果していない。

金融

借金上手下手九ケ條

會議所の雀

金融機関より融資を受けるには、何といつても事業の内容、資金の使途、返済の見透が基礎になるのであるが、同じ内容の事柄でも相手方に身を入れて聞いてもらうのと否とでは、その効果には大きなちがいが生ずる。

平素金融機関と余り交渉をもたない人はとかく充分に意志表示をすることが出来ないで往々にして逆効果を招く結果になることがある。

一、泣き落しは禁物。

貸出しは救済事業ではないから、資金がなくて困つている事をクドクドと訴えることは逆効果を招く恐れがある。

従つて経営者が生活に困つているような態度は禁物である。

二、ハツタリもいけない。

自己の事業が如何に良い事業であるということや、有力者と懇意であるということや、或は自分が非常に有力者であるということなどを押しつけがましく話すことも禁物である。

こう云う事は諄々と話している間に自然と相手方に諒解してもらうようにするのが最上である。

そうしないと相手方に対して気障で不快の念を与え反感をもたれる結果になる。

三、対談するときの環境を考えること。

金融機関の最も忙がしい時間とか、事務的に忙殺されているようなときには、相手方も落ち着いて話を聴く心の余裕がない。

そういうはとき適当に切り上げて改めて来訪するに如くはない

四、しつこ過ぎずに繁々と。

難かしいことではあるが、しつこ過ぎて相手に嫌悪の念を抱かせない程度に食い下ることが必要である。

交渉ごとは何によらず同様のことがいえると思うが、余りアッサリし過ぎては反つて熱意がないのではないかと思われる恐れがある。

五、自分の希望をはつきりいう。

借入希望額、用途、借入期間等については自己の希望するところをはつきり述べた方がよい。

金額は如何程でもよい、期間もどれだけでも結構という態度は反つて相手に頼りのない感を抱かせる。

六、相手の条件も聴き入れる。

融資は一種の取引でありお互いの条件が一致して始めて契約が成立するのである。

自分の都合ばかりいゝ立て相手の条件を入れないのでは話の纏るわけがない。

貸出金額、担保、期間等の条件をつけられた場合は実行出来る程度の事はなるべく容れても早く纏めた方が得策である。

七、喋つてよいこと悪いこと。

事業の要点については数字的にはつきり示さなければならないが、事業の本筋に関係のない事まで洗いざらい喋る事はどうかと思う。

真実を偽らない程度にお化粧することは、如何なる交渉においても欠くべからざる技術であろう。

八、交渉は上のみに せず順を踏む。

金融機関の内部は組織立つており天下りで事を運ぼうとしても反つて逆効果になる恐れが多い。

上層幹部に話をもつてゆくのは結構であるが、同時に直接担当者にも諒解を得ておく態度が望ましい。

九、信用を落さないように。

信用は一朝一夕でなるものではない。

例えていうならば毎月の支払い期日が一日位遅れても双方共そう損得のあることではない。

しかし期日は万障繰り合せても守ると云う律儀さが欲しいものである。

信用を築くのは容易なことではないが、これを失うのは極めて簡単である。

業者たるものは常に心しなければならない事である。

商店經營

〝今年の商店經營〟

俵本浩好

まだ〳〵商人として修養途上にある私に「今年の商店経営」について書けとの事である。注文通り筆が進むかどうかは別として、まず昨年度の私の商店経営から述べてみよう。

私は細心の注意で以つて大胆にやつた、その大胆さは仕入の方ではなく寧ろ販売の方である。

商売に於ける大胆さは一か八かという事ではない。これ迄の商売には「安い」と思う時にドカと仕入れ、値上りを待つて一挙にして売るなどというやり方が用いられたが、それは多分に投機である。商売としての大胆さでなく投機としての大胆さである。

まだ〳〵値上りすると思つていると一週に値下りしてしまう。売つてしまおうと思つても日に日に下つて行くものだから、お客様は買わない。大損をしてしまう。この様な投機的な大胆さは遠い昔の商法である。

然しその習慣が我々にも未だに残つている。私の昨年度の商売は、その習慣を完全に取り除いた年であつたとも云える。

商売は常に手固いものでなければならぬ。魚屋さんや八百屋さんはその日に売れるだけのものを仕入れてきて、売れる値段で若干の利幅を見て売捌いて行く一番商売の理法に合つた手固い商売である。もしこれを投機的にやつたら魚は腐つてしまうし、野菜の葉は赤くなつてしまう。私は魚屋でもなければ八百屋でもないが、何時もこのつもりで細心の注意で以つて仕入をやつたが販売の方は大胆であつた。販売戦術の選び方、時季の決定、そういつた事に大胆でしかも仕入は投機的なことをやらない。それを私は商人諸君に今後も望みたい。それが本当の商人の大胆さではなからうかと私は思うのである。

買うことはワケなく出来る。売ることはそう簡単には行かない。だから売ることに大いに努力しなければならない。そしてその売ることには相当の大胆さが伴わなければならない。時代の推移に乗りかねて売れなくなる商品、次第々々に商品価値がなくなる商品を何とかしようと努力している店も多い、又明治時代の様な商品を近代的商品に見せようとあせつている店もある。私の一寸した商店経営の経験から見て商品の販売特に見切りに大胆であると共に商品のうつり代りにも大胆で機敏であれ、と私は申し上げたいのである。

尚、昭和二十九年の新春初頭に当り先ず私達商店経営者の考えるべきことは経済界特に中小企業者は生と死の境界線に立たされた苦難なる年であることを認識してスタートしなければならい。あまり場当りの経営では乗り切れない年である事をまず警告したい、こうした今年を乗り切るただ一つの方法は「数字主義の経営」ということである。

残念ながら今年は人情味のある温かい経営は出来ない。冷厳なる数字の前には何物も手を触れる事は出来ないほど厳粛な場面が展開されてくる。問屋メーカーは特売、特売、特売と特売戦を展開してくる、温泉招待特売、観劇招待、特売金額払戻し特売と何とかして小売商店へ商品を売る事を考える、この問屋メーカーの甘言に乗ぜられたら今年は小売店の潰滅必至である。今年は特に昨年迄と違つて小売商店経営の八〇%は仕入に重点をおく事である他の事はかえり見ずまず「売れるだけずつ仕入れる」「仕入れたものは必ず期間内に売つてしまう」ということが必要である。そこで仕入れは当然大量仕入や思惑仕入にならない。どうしても少額仕入主義にならざるを得ない、その結果回転主義の経営、普通の年に六回回転したものは今年は十二回転する経営にならざるを得ない。結論は「儲かる経営」である。今年はこの「儲かる経営」に細心の注意と深甚の努力を払つて商店経営をやつて行くべきだと私は思います。

（株式会社ハギレヤ百貨店社長
大淀実業商工会会長
衣料品小売商連盟会長）

告知板

◎税金の苦情承り所が出来ました。

不当な税金や、間違つた税金でお困りの方はありませんか、今回会議所では、特にこうした方々の為に、左記の通り税制に精通せらるる人の御出張をお願いして、承り所を設けました。御遠慮なく、どし〳〵御利用下さい。

当日は皆様の御来所をおまちしています。

記

一、場　所　近畿日本鉄道奈良駅前
　　奈良県商工会議所事務局内
二、日　時　毎週水曜日午後一時より五時まで
三、担当者　大阪国税局協議団奈良支部係官

（註）大阪国税局協議団とは、各地方の税務署と納税者との間に立つて納税上のトラブルを公平な立場から判断して、納得の行く納税、笑つて出来る納税者たらしめ、真に正直者は損をしない様にする機関であつて、税務署の係官には一寸けむたい存在であります。

告知板

◎気象災害防止にも会議所が一役！

今まで気象通報のことは会議所としてあまり「タッチ」していませんでした。

処が昨年秋の十三号台風の時は、ラジオが不通になつてからは銀行、会社、商店街などの方々は測候所へジャン〳〵問合せられたが、何分電話が一本しかなかつたので、仲々要領を得るのに苦心せられた。

この経験に鑑み、当所は其後、測候所と交渉の結果左の通り、一役買うことになつています。やがて又夏から秋にかけての時期ともなれば、これに備える心がまえが必要ですので、商工業関係の向は勿論一般の方々も御了承下さいませ。

記

一、今後台風は勿論注意報、警報などの特報が発せられる場合は測候所は直に当会議所へ最先に通報がありますから、どなたでも、電話奈良六〇七五（代表番号）の当会議所へ御問合せ下されば、お答えすることになつています。因に「特報」の内には

一、注意報（いままでは気象特報と称した）とは
○事態がそれ程切迫して居らないが、予め注意をし外出、遠出を見合せ災害に備える必要があるときに発せられる。

二、警報とは
○測候所が大災害が起ると想定して速報を出す場合で、一刻も早く災害防止の準備をして待機を要するときに発せられる。

◉各地博覧会便り

豊橋産業文化大博覧会
二九・三・二〇より豊橋市
お伊勢　〃
二九・三・三〇より宇治山田市
瀬戸内観光　〃
二九・四・一より尾道市
富山産業　〃
一九・四・一一より富山市
四国西南開発産業〃
二九・三・五より愛媛県
北洋漁業記念函館〃
二九・七・一〇より北海道庁
鳥取火災復興〃
未定　鳥取市

◉祝辞や弔辞の作成を承ります

会社や事業場、其の他各種組合、団体などで、新築、開業、いろ〳〵な記念行事等お目出度き時に用ゆる祝辞、又は有力者、名士、功労者など逝去せられた際、其の英霊に贈る弔辞等は会議所事務局で起草、作成をお引受け致します。御遠慮なく、どし〳〵御申越をおまち致します。

◎投稿歓迎

会議所に対する御意見や御注意は勿論、随筆、論文、笑話、其他のコントなど、なんでもどし〳〵御投稿を歓迎いたします。

○宛先は奈良県商工会議所業務課商工だより編集部宛。
○採否、掲載順などはお任せのこと。
○紙上匿名は御随意ですが、原稿には、必ず住所、氏名、年齢を御明記のこと。

見たまま
聞いたまま

◎面白いエチケットの話

——（新しい禮法）三——

ここで一つ新しい礼法といつても何も変つたものではないということを実例をもつてお話すれば、よくおわかりになると思いますのでやつてみます。男の方は幸にして作法の時間もなかつたから割合気楽に考えておられるが、女の方は作法の教室で悩まされた経験がおありでしょうから、ある意味においておわかりになり易いことと思います。

実際にお示しする前にもう一つ申上げておきますが、人は誰でも他の人から美しく見られたいという気持があります。われ〳〵も頭はげてはおりますが気取つてもみたいので、研究所ではナッパ服を着ていても外へ出る時はネクタイの一つもつけて出ます。女の方にしても美しくお化粧して出たいという気持がありますす。しかし人間は実に不公平に出来ており、見て行くと黒いのあり白いのあり、長いの短いの又デコボコの人もいます。といつても、不公平に出来ているから形の悪いものは人から相手にされないかというとそうでもありません。逆の例を申上げますと、

私はある時デパートの食堂に入つて腰をかけてあたりをみていました。入口からどこかのブルジョアの社長級の奥さんとお嬢さんとみえる人が、立派な着物を着て美しくお化粧して入つて来ました。

見たところ非常にきれいなのでながめていました。なるほどきれいだからながめていても結構楽しい。ところがしばらくたつてその奥さんとお嬢さんがものを食べているところを見てがつかりしてしまいました。行儀作法が丸でなつておりません。人に一番よくみられるのはものを食べているところなんですが、私はその時よくもあんな下手な無作法な食べ方をしているもんだなア……と彼女たちの教養の足りなさ、しつけの悪さを嘆じたのであります。

田舎のおじいさんおばあさんがデパートの食堂へ出て来て行儀がよくなくてもそう目につかないでしようが、かえつてその人がきれいだつただけに、私は非常な不愉快な思いをしました。何だ、こいつ……という気持が先に来て、着物やお化粧の美しさには気がつかなくなるというよりも、そんなことはどうでもよくなつてしまいます。

ちようどそれと反対に、初めて会つたデコボコの人でも、話しているうちにだんだんその人の品格に惹かれて来て、黒かろうがデコボコだろうが一向苦にならず、しかも話するのが、非常に楽しく愉快になることがあります。この違いはどこから来るのかというと、その人の持つている教養が、その人の態度、物腰という動作を通して現われてくるからであります。

人が美しくなるということは、着物でもなくお化粧でもなく気取りでもありません。自然に現われてくる心の持ち方、教養というものがその人を本当に美しくみせてくれるのであります。

この点をお互いは、もう少し考えてよいのではないかと思います。

もう一つ例をとりますと女優があります。私も女優を全く知らないわけでもないので時々会つて話します。女優はなるほど間違いなくきれいです。それだから映画にも出て、ファンもいるわけでしよう。しかし、生の女優に直接会つてみると教養が足りなくて不愉快なことが多いものです。言葉使いも下手ですし会話もうまいものでもなく、全体としてなつていないという感じです。女優というものは一たん舞台へ立てば態度、動作は監督がいてあれこれ注意してくれるし、言葉使いなどもちやんとシナリオというものがあつて、その通りしやべつておればいいのです。それが当人に会つて生の女優に触れてみると、いろいろの面で不愉快なことが多く、きれいと思つていた女優もちつともきれいでなくなつてしまいます。これなども教養の足りないせいでしよう。こんなことなら映画の方の女優をみていた方がよかつたと思う時が、たびたびあります。

時間がありませんのでこの位にいたしますが、まずエチケットを心得ておくことが大切であるということを申上げたいのであります。

他は又こちらに参りまして出来ればテキストを持つて解説してみたいと思つておりますが、次に実際のお辞儀の仕方をお見せしてこの位簡単なものだということを実例をもつて知つていただきたいのであります。いま二通りのお辞儀の仕方をやりますが、どちらが低くてどちらが高いか、どちらが丁寧でどちらがぞんざいか見て下さい。

（腰を深く折り曲げて下へ来ても止めずにすぐ元の位置にもどす）

こういうお辞儀が一つ

（頭を静かに二、三十度位下げて一時止め又静かに元の位置へもどす）

次にこういうのがあります。どちらが丁寧に見えましたか？　あとの方が頭の下げ方は浅いが、よほど丁寧に見えたでしよう。ここが要点なんです。頭の下げ方は浅くても一時静止して謹んだような恰好をするからひどく丁寧に見えるのであります。ここの理窟さえ知つておけばお辞儀の仕方は全部おわかりになつたのと同じです。米つきバッタになつたり、二つ折りにならなくてもちよつと頭を止めるだけでよろしいのです。これは坐つてお辞儀する時にも同じようなことがいえます。皆さんが学校で習われたお辞儀の仕方を繰返してやつてみますと、まず両の手をヒザの上から降ろせ、それからその手を上体を曲げると同時に外側から内側へ近づけて行け、そうすれば両の手の間に三角の形が出来る、そこへ鼻を突込め——というふうに習われたことを覚えておられると思います。

先生の中には、出来た三角の中に鼻を突込めと教える人がありますが、これでは困ります。礼法とはそんなものではありません。指はカエル手じやありません。ちやんとひつつくようになつているものです。

手を両側に降ろし礼をしながら前の方へ持つてくると自然に三角が出来る。そこへ鼻が入る位にお辞儀するのは手の位置が決るからであります。前にも後にも寄りすぎないでその位がちようど手の位置にいつてからそういうのであります。

そんなわけを知らないで先生が三角に鼻を突込めというのはおかしなことです

男の場合、洋服で突張つていて苦しいからでしようが、よく腰が浮く人がありますが、股の下から向うの景色が見えておかしいのであります。

体を起す時も静かに起し、手も静かにもどすのですが、一ぺんにヒザの上へ乗せてはいけません。一たん両脇に引いてからヒザの上に乗せる方がよいので、そうすれば丁寧に謹んだように見えます。

これだけでも十分であります。これだけお話すればお辞儀の仕方はすぐに上手になると思います。子供に教えてもこれ位のことが出来ないはずはありませんし、こんなことも出来ない子供は学校へ行つていないはずですから大丈夫実行出来ると思います。

要領さえ知つておれば、それだけでも行儀がよくなります。どうか皆さんも今後ますますエチケットに関心を持つていただき、PTAはじめ学校関係の方もこうしたことに一般の関心が高まるようお骨折り願いたいと存ずるのであります。

私のように下らないことを沢山知つているとお辞儀のことで一時間でも二時間でもゆつくりと時間がもてる位、図々しくなりまして切りがありませんからお話はこの位で止めることにいたします。

（徳川義親氏講演、一宮商工会議所報第二八号より転載）

……見たまま……聞いたまま……

こんなこと御存じ

靴　昨今は赤靴の全盛時代だが、紺系統やグレイの服に黒靴などきわめて上品なもの。贅沢いえば、服の数だけ靴を持つているのが理想。毎日念入りに磨くのに単なるお酒落にあらず。それだけ靴の革に栄養分を補給して長もちさせる実用的効能をともなう。ぬいだ靴には木型をはめておくこと。

爪先がそり返つたりせず、いつまでも型がくずれない。これもお酒落と実用の二筋道を兼ねた心得。

靴下　歩くときには、ズボンの裾と靴の間からチラリチラリと見えるし、ズボンの膝をつまんで椅子にかけなければなおさらのこと眼につく。だから靴下の色が着ている服とマッチしているかいないかは大事なポイント。

替リズボン　昔は替りズボンといえば英国風カレッジ・スタイルのグレイ・フラノときまつていたが、ギャバ・ズボンの登場以来ヴァラエティが多くなつてきた。何をえらぶにしても、ジャケットとの釣合いをお忘れなく。

カラー　上衣の衿がカラーの上にかぶさつているのは仕立のまずい服。第一これでは上衣の衿のいたみも早い。カラーは衿首のところで一センチ前後見えているのが正しい着こなし。カラーの剣先は長い型、短い型、鈍角型、円型など色々あるが、顔形と相談で似合う型をきめることが肝腎。

ガーター　近頃はガーター要らずのセルフイックスが出来て便利になつたが、普通の靴下はガーターで吊り上げておかねばならない。靴下がたるんでいたり、足首に落ちかかつていたりするほど不体裁なものはない。

キヤメル・ヘヤ　見るからにフトコロのあたたかそうに見えるオーヴァー。したがつて、これを着るからには、くたびれた帽子を被つたりチビた靴を履いたりすることは禁物。全体を豪華版に統一しないと、チグハグな結果になる。

カフス　ワイシャツのカフスは上衣の袖口から外に約一センチのぞいているのが定石。あまり出すぎてもおかしいが、汚れないように引つこめておこうなんていうのはとんだ量見ちがい。カフスの下から下着のシャツの袖口が顔を出していてるのはヤボの骨頂。カフスの汚れ目には常に注意するのが紳士のたしなみ。



我等の要望

―中小企業振興對策の強化―

われわれは、さきに各政党並びに政府に対し、中小企業対策の強化に関する意見を開陳したが、本問題の重要性に鑑み、昭和二十九年度国家予算の編成に際し、中小企業の振興指導対策に関し特に左記諸点の実現方についてここに重ねて要望する。

記

一、中小企業相談所の整備強化

中小企業相談所の整備強化をはかるため、この際相談所義務の指導、相談員養成講習会の開催優良相談所の紹介等の諸措置を講ずるとともに、国からの中小企業相談所に対する補助金の額（本年度においては一ケ所当り年一万数千円）を大幅に増額すること。

二、協同組合の共同施設の設置の促進

協同組合の有効適切なる共同施設の設置を促進するため、国からの組合の共同施設の設置に対する補助金の額を少くとも本年度の二倍以上に増額すること。

三、商工組合中央金庫の貸付金に対する利子補給

商工組合中央金庫の貸付利息が他の金融機関のそれに比べて割高となつている現状に鑑み、これに対して利子補給をなすよう所要の予算措置を講ずること。

四、中小企業金融公庫出資金の拡充

中小企業の資金需要の現状に照し昭和二十九年度においては中小企業金融公庫に対し、少くとも三百億円程度の政府資金の投入をはかるよう所要の予算措置を講ずること。

五、中小企業の設備機械の近代化の促進

中小企業の設備機械の老朽化、陳腐化している実情に鑑み、この際中小企業設備近代化補助制度を確立し、もつて中小企業の設備の更新をはかること。

六、中小企業に対する啓蒙宣伝の強化

中小企業者に、政府の諸施策を周知せしめるとともに、内外の経済情勢等を適格に把握せしめ、もつて中小企業の経営に指針を与えるため、これに必要な経費を確保し啓蒙宣伝を積極的に行うこと。

七、中小企業実態調査の積極化

中小企業の実態把握のための資料が不足している現状に鑑み、この際中小企業の景気動向調査、経営実態調査、中小企業の安定に関する調査等中小企業の実態調査をさらに活発に行い得るよう予算を確保すること。

なお、前二項の実施については、商工会議所等の団体を充分に活用すること。

◇商取引のあれこれ

当会議所へは、毎日全国各地から、いろ〳〵な照会があります。当所では一々会員の中から（時には非会員でも）選択して夫々返事を出しています。

会員の方も他府県へ売込みたいもの、買入れたいものあれば遠慮無く御申出下さい。

そして会議所を全面的に御利用になることです。

◎廣告規定

本誌は、県内は勿論、全国各地へ配本して居りますので、信用あるお店を御紹介のため、左の規定に依り広告を取扱つております。御希望の方は御申込下さい。係員参上致させます。

一、四分の一頁　一カ年五千円（年四回発行）

二、一カ年契約を原則としますが、御都合で一回限りでもお取扱いたします。此料金は壱千五百円頂きます。

三、掲載場所の御指定は三割増しであります。

要望

労働基準法を緩和せよ！

日本商工会議所では各地商工会議所より労働基準法改正に対する具体的意見を聴取していたが、このほど大要つぎの如き改正意見がまとまつたので、これを来るべき通常国会に提出して是非とも実現しようとしている。すなわち

一、総則関係

①全般的に複雑多岐であるから条文を整理簡素化し一層明確化すること。

②常時十人未満の労働者を使用する小企業については本法の適用についてさらに大巾な適用除外または特例の規定を設けること。

③平均賃金の算出方法が極めて煩雑なため、これを簡単な方法に改める。

二、労働契約関係

①解雇制限は休業期間経過後は労働者に重大な反則行為のあつた場合においては、その制限を適用しないこと。

②解雇予告の日数三〇日は長きに失するからこれを一四日に短縮すること。

③日雇、臨時雇については解雇予告を要しないものとすること。

④試用期間中の者に対する解雇予告の規定は一ケ月以上使用のものに適用すること。

三、賃金関係

①賃金の支払が止むを得ない理由によつて所定期日に支払が困難な場合は労働者の代表者の予解をえて期日を定めて支払を延期しうるようすること。

②割増賃金を二割五分ないし五割とすることは、わが国企業の実態からして無理であるから一割五分ないし三割程度に引下げること。

四、労働時間、休憩、休暇関係

①臨時の必要があつて労働時間を延長し、または休日休業する場合に、事前許可の制度を届出制に改めること。

②健康上特に有害な事務の労働時間の延長は、一日について三時間一週間について一二時間というが如く一定の枠内においてその限度に巾をもたせること。

③商店、旅館等の労働時間＝「一日について九時間、一週間について五四時間まで」とあるを「一日について一〇時間、一週間について六〇時間」と改めること。この場合現在一〇人以上とあるのは五〇人以上使用する場合を除くに改めること。

④時間外及び休日労働に関する協定の制限時間三ケ月を一ケ年に延長すること。

⑤一斉休憩除外についての事前許可の制度は、これを届出制に改めること。

⑥年次有給休暇についてはその日数を短縮し、短期時効制度はこれを廃止して翌年度にかぎり繰越を認めること。

⑦監視または断続的労働に従事する者の範囲に賄夫、自動車運転手等を加えること。

五、安全及び衛生関係

①千人以上を使用する場合の衛生管理者は、必ずしも専属であることを要しないものとすること。また同一地区内においては兼任を認めること。

②二〇〇人未満を使用する場合の主任衛生管理者を法的に強制しないこと。

③寄宿者の設備及び安全衛生に関する規定は、わが国経済の現状に適合しないから、これを緩和すること。

④その他労働安全衛生規則中には実行困難または不必要に干渉的と認められるものが多いからこれを緩和すること。

五、女子及び年少者関係

①女子及び年少者の就業制限を緩和し、軽作業に従事する者については、一定限度内における労働時間の延長、休日労働及び深夜業を認めること。

②生理に有害な業務に従事する者以外の女子の生理休暇を廃止すること。

③満十八才未満の者についても、一斉休憩の特例を認めること。

七、技能者養成関係

技能者養成の見地から年少者の危険有害業務についての就業制限を緩和すること。

八、諸手続の簡素化

申請、届出、報告等の事項が多きにすぎ、しかも様式が煩雑であつて企業者に過重な負担を負わしめているから、これらの事項を整理簡素化すること。

會議所の頁

會員總會終る

組織變更の會員の皆様へ

劃期的な大改正を見た商工会議所法に依り、新たな構想を以て再出発する当会議所では、組織変更に必要ないろ〳〵な事項を御決議願うため、例年三月開会の総会を繰上げて去る二月五日開催、各種議案は何れも満場一致の円満裡に可決致しました。

当日御欠席の会員も相当ありましたので、左に其の概要を記載して御通知に代えさして頂きます。

記

一、とき　昭和二十九年二月五日午後一時半より

一、ところ　当会議所、会議室

一、出席者　二八〇名

一、会議の概況

一、昭和二十七年度事業報告并収支決算承認の件（別に掲載）

二、定款竝にこれに関連する各種規程の変更制定の件（通産省へ認可手続中）

三、昭和二十九年度事業計画竝収支予算審議の件（別に掲載）

四、役員、議員選任の件（現役員、議員全員再任）

五、其他現財産及職員継承の件

以上終了後午後四時より懇親会に移り五時過散会

昭和二十七年度事業報告

一、一般情勢

昭和二十七年度は講和発効という歴史的な意義深い年ではあつたが世界各国の軍備拡張計画の後退に伴う不況の波は直に我国にも波及すると共に輸出産業に於ても各国の輸入制限は繊維関係のみならずあらゆる企業に及ぼして大企業者の不振は中小企業者へのしわ寄として重圧し来り誠に深刻な様相を呈したのであつた。加うるに税金攻勢は、依然として緩和せられず、従而金融面の梗塞は中々打開の途が困難であり、一方下期に至りては基幹産業である電力、石炭及運輸面などの労働争議は産業経済の進展を沮む素因を造り、其の影響する所寔に大きいものがあつた。

本県の商工業界に於ても勿論この影響を受け経営上苦難の一途ではあつたが、関係当局のあらゆる施策と業者自体の努力に依つて漸く此の危機を切り抜け得たのであつた。

当会議所に於ても主として中小企業に対する経営面に於ける各種の合理化対策、税制に関する諸問題、金融面の打開策等商工振興上必要な諸点につき其の「サービスセンター」となり又各種の諸問題をとらへて、「スポークスマン」として政府其他関係筋への要望、意志表明を行う等会議所本来の使命遂行に努めたのである。

以下其の実施した業務の概要を列挙すると左の通りである。

二、企業経営の指導と斡旋

主として中小企業に対する企業経営の合理化、金融、税務、経理其他各種の事項につき講習会、説明会、座談会、懇談会等を催したること左の如し。

（一）木材に関する講演会並懇談会

木材界の盛衰は本県の産業経済に重大な影響を齎すものであるのに鑑み左記の

通り講演と懇談会を催し斯業の振興に寄与する所大きかつた。

とき　昭和二十七年八月二十七日

ところ　吉野郡吉野町及磯城郡桜井町

講師　株式会社大林組社長　大林芳郎氏
安宅産業株式会社常務　猪崎久太郎氏
関西経済連合会常務　工藤友恵氏

（二）中小企業金融を語る会

企業経営上最大の悩みである金融面打開の方策其他につき各金融機関と中小企業者との集りを県当局と共同にて左記の通り主催し活発な質疑応答が行われた

とき　昭和二十八年一月二十日

ところ　当会議所　大ホール

出席　奈良県経済部長外関係者
当所会頭外関係者
金融機関側として
南都銀行、奈良信用金庫、商工組合中央金庫、国民金融公庫、相互銀行、信用保証協会

（三）青色申告制度と改正税法の説明会

正しい納税、明るい納税に必要な青色申告制度の普及徹底と改正税法説明の為左の通り会員其他一般納税者の集りを主催し関係当局より説明の後来会者との間に活発な質疑応答が行われた。

とき　昭和二十七年十二月十一日

ところ　当会議所　中ホール

講師　奈良税務署　直税課長外係官

（四）簿記、会計、税務等の長期講習会

凡ゆる企業に完全な記帳が必要なことは資金の調達や、納税上には誠に大きい役割を果すものである。此意味から前年第一回の講習会を催したが非常な好評を博したので本年も左の通り第二回を開催して修了生六十余名を出した。

会期　昭和二十七年自四月四日至六月廿七日毎週火金の日午後六時より八時まで

場所　当会議所大ホール

科目と講師　簿記会計　元大阪商大教授　町野二郎先生
所得税法　奈良税務署　藤岡大蔵事務官
法人税法　同　因野大蔵事務官

（五）商店従業員のサービス講習会

商店経営も自由競争時代となつた現在として、今後の在り方は先づサービスの改善が急務である。此の見地から時代センスを採り入れた講習会を開催して小売商店経営の振興を図つた。

ときとところ　昭和二十七年六月二十七日　当会議所中ホール
同　七月七日　大和高田市社会館

講師　大阪府立産業能率研究所　遠藤商店管理部長

（六）店頭装飾コンクール

店頭の装飾は顧客を誘引するに必要なことは商店経営の大切な「コツ」であるという見地から当所は商店街連盟と共催の許に店頭装飾競技会を中元売出しの時期をねらい左の通り催した。

日時と場所

昭和二十七年八月十一日　県下大和高田市、郡山町、丹波市町、桜井町の各商店街

同　八月十二日　奈良市内商店街、大淀町、榛原町

同　八月二十六日　入賞者の授賞式

主な入賞者

知事賞　奈良市　原洋品店
県議長賞　大和高田市　西村洋服店
会頭賞　桜井町　金井呉服店
連盟会長賞　大淀町　俵本ハギレ店

（七）商工相談所の概況

企業経営上必要な各種の事項につき相談を受け又は斡旋をなし、調査を行う等商工振興上に寄与せる当会議所商工相談所の当期壱ケ年間の成績は左の通りであつた。

1　種類別相談件数

相談種別	月別 計	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3
法規	二三六	—	—	二	一	—	一	三	五	二	二	一	—
資材	一九	一	一	一	一	一	一	一	一	一	二	一	一
金融	八一	—	一	八	五	八	七	九	一	三	五	四	一
税務	一九八	八	八	八	三	一	三	二	八	一五	八	五	九
経理	一〇三	八	七	四	三	八	二	一三	二	一〇	五	四	二
経営	一〇六	一	七	八	七	四	三	八	七	三	八	三	二

月別	労働許可	特賀取引	電気	その他	計
4	三	二	八三	七〇二	一、三七二
5	九	二	四四	五二	七九
6	一	一	六五	五一	八九
7	一	一	五四	五五	八七
8	一	一	七三	五五	一、三二
9	一	一	六一	六二	八三
10	一	一	六八	六二	一、三七
11	一	一	七八	六三	一、五八
12	一	一	五五	六三	一、四三
1 三八年	一	一	五一	五二	一、三六
2	一	一	五八	五三	一、三六
3	一	一	五六	五八	一、三三

2　業種別来所者の数

月別	金属機械工業	紡織工業	製材、木竹製品工業	薬化学工業	食料品工業	其の他の工業	繊維製品商業	食料品商業	住居用品商業	其の他の商業	合計
4 三七年	六九	二	一四	一〇二	八六	八九	九一	七六	三	七九	七三七
5	二	一	五	一	一	一	七				三五
6	一五	七	八	三	一	一	二	二		三	四一
7	八	六	二	三	三	一	五	一			四〇
8	二	二	二	三五	三	二	五	九	七	五	三一
9	二	二	二	三	三	三	八	五	五	五	三一
10	一〇	二	二	九	二	一〇	九	一〇	八	一三	七八
11	一二	八	三	七	二	一八	九	一二	六	一六	一〇四
12	一二	七	二	六	三	一三	六	一三	二	一	八七
1 三八年	一二	七	二	八	一	一三	四	一八	二	一	八七
2	八	三	二	一	二	一五	二	一八	三	一	六二
3	六	二	一	一	一	九	一	一六	二	一	五六

3　文書に依る種類別件数

月別	繊維製品	関係	木竹製品	食料品	雑貨
4 三七年	一四	九	一三	七四	
5	一四	九	七九	九二	九
6	九	七	七九	四二	七
7	一〇	七	一四	二	七
8	一三	一二	六六	二	六
9	一五	八	二	二	二
10	七	五	六五	七	五
11	五	七	七	一〇	二
12	八	三	一〇	七	二
1 三八年	三	一〇	七	七	七
2	三	一二	八	七	六
3	二	一五	七	六	六

名称	産品	文房具	金属機械	其の他	各種調査	合計
	一七	二七	四三	二九	二六	一〇〇
	一	一	一六	一六	一	四四
	一	七	一九	一九	一	五六
	一	五	一〇	一〇	三	四九
	一	三	三	三	一	四六
	五	四	四	一〇	三	六一
	一	五	一	二	一	五一
	三	四	五	一〇	一	四九
	一	六	三	二	二	五四
	一	一	一	三	三	三一
	二	三	九	四	一	四六
	二	二	七	三	三	五七
	八	一	一	七	一	五六

三、県下物産の見本市、展示会等の斡旋

本県物産の販路拡張に資する為見本市、展示会等に出品の斡旋をなしたるもの左の如し。

(一)卸見本市の開催

奈良下商工課と共催の下に左記の通り物産の卸見本市を開催し新販路の開拓に資する所多大であつた。

昭和二十七年五月九、十日の二日間

九州小倉市商工会議所に於て

出品品目

各種蚊帳、カーテンレース、メリヤス製品、綿布、繊維二次製品（作業服其他）靴下、襖紙、障子紙、下駄鼻緒、各種釦、筆墨其他文具、家庭薬、其他家庭雑貨等五十数種類

招待卸問屋

小倉、八幡、若松、門司、直方、戸畑、下関の各市より約百名の参集ありて蚊帳其他数品目は既に商談整いたるものもあり、今後の取引に期待せらるゝ処大きいものがあつた。

(二)　メリヤス見本展示会の後援

昭和二十七年七月八、九日の二日間郡山工業倶楽部主催にて同町に於て県下メリヤス業者の製品展示会を開催せらるゝに付当所は之れが後援を為したり此展示会に於ては京阪神の商社卸商等との間に商談整いたるもの多く多大の成果を収めたり。

四、意見の表明、建議、陳情

商工業者の総意を結集して之れを表明し、建議、陳情をすることは産業界のスポークスマンとしての会議所本来の使命である所から本所は此期間中に意見を表明し又は関係方面へ建議、陳情したる主なるもの左の如し。

事項	宛先
(一) 法人税、所得税等軽減に関する要望	近畿会議所連合会
(二) 固定資産税に関する特別取扱方に付要望	右同
(三) 電力復元に関する法律案に対する反対の陳情	関係各省及各政党其他関係筋
(四) 工業技術の試験研究機関設置方陳情	奈良県知事
(五) 桜井線、関西線電化促進方陳情	国鉄天王寺管理局長
(六) 中小企業資金融通法制定促進方請願	衆参両院議員
(七) 電気産業労働組合争議に関する声明	日本商工会議所

五、講演会、懇談会等の開催

一般産業経済界の視野を拡め、其の将来に対する見透しを研究し又は企業の合理化や金融、税制等中小企業経営上必要な各種の事柄に就て夫々斯界のエキスパートを招き講演会、懇談会、座談会等を主催し又は他の団体と共催したるもの左の通りであつて、本県商工業振興上に寄与する処誠に大きかつた。

(一)　昭和二十七年五月二十四日　当所大ホールに於て

中小企業者の為の講演と懇談のつどい

演題と講師

A　中小企業の振興対策

特に金融面に就て　中小企業庁　**松尾振興部長**

B　中小企業協同組合法の改正に就て　中小企業庁　萩事務官

(二)　昭和二十七年六月六日　当所大ホールに於て

時局講演会

演題と講師

最近の世界状勢に就て　前駐米大使　元海軍大将　野村吉三郎氏

(三)　昭和二十七年七月五日　当所大ホールに於て

科学技術講演会

演題と講師

技術者の見たアメリカ　総理府事務官　工学博士　千秋邦夫氏

(四)　昭和二十七年八月二十八日　磯城郡桜井町及吉野郡上市町に於て

演題と講師

A　建築と木材界の将来　株式会社大林組社長　大林芳郎氏

B　内外材の現状と将来　安宅産業株式会社常務　猪崎久太郎氏

C　国際経済状勢に就て　国際経済連合会事務局長　工藤友恵氏

六、各種会合

商工業振興上必要な各種会合は当所内其他各所に於て開催せられた当所は其の都度会頭以下役職員が出席した其の主なるもの左の如し。

(一)　近畿商工会議所連合会関係

昭和二十七年

四月十七日、十八日　堺市に於て常任理事会開会

中村常務出席

六月四日　福井県に於て定時総会開会

大西次長出席

六月十二日　京都市に於て調査事務連絡打合会

京極主事出席

六月廿七日　長浜に於て常任理事会開会

中村常務出席

十月十七日　吉野山に於て常任理事会開会

中村常務、大西次長出席

十月二十日　大阪市に於て業務部連絡打合会開会

京極主事出席

十二月五日　大阪市に於て事務局長会開会

大西次長出席

昭和二十八年

三月二十六日　大阪市に於て総務部連絡打合会開会

笠原主事出席

(二)　奈良県商工振興協議会関係

二十七年

五月十二日　創立総会　会頭、常務其他出席

五月二十四日　常任理事会　常務出席

六月十三日　総会　会頭以下出席

六月二十七日　常任理事会　大西次長出席

七月九日　同　常務、次長出席

七月十五日　同　会頭以下出席

七月二十四日　同　常務、次長出席

八月五日　同　同
十月三十日　同　同
二十八年
一月二十日　同　同
（三）其の他各種の協議会、懇談会、打合会等の主なるもの。
二十七年
四月九日　奈良市当局との懇談会
四月十四日　九州に於ける御見本市につき打合会
四月二十二日　県商工課と事業上に関し打合会
五月一日　県経済振興に関する協議会
五月八日　輸送秩序確立協議会
五月二十三日　駐米大使を招き懇談会
六月三十日　沖縄貿易に関する懇談会
七月十六日　電力復元法案反対に関する各日刊紙との懇談会
七月十七日　モデル組合選定審議会
七月十八日　県商工館移転問題懇談会
八月十二日　日本商工会議所の輸出中小工業実態調査につき関係部課長打合会
九月二十五日　輸出中小工業調査につき近畿地区会議所打合会
十月三十日　右同件
二十八年
三月二十三日　モデル組合選定審議会
（四）講習会、説明会に出席
当所の業務上必要な事項についての講習会、説明会等に左の通り職員を派遣して研修せしめた。
昭和二十七年五月二十一日、大阪市立工業試験場に於て、中小企業合理化促進法に関する説明会（京極主事）
昭和二十七年五月二十四日当所大ホールに於て、商工協同組合法改正に関する説明会（京極主事）
昭和二十七年十一月二十一、二十二日の両日神戸商工会議所に於て、商工相談所職員養成講習会（京極主事、和井田、吉崎両副主事）
昭和二十七年十二月三、四日の両日京都商工会議所に於て、商店診断員養成講習会（大西参事）

近府県商工会議所の内其規模中程度にして各種の事業を比較的活潑に行いつゝありと仄聞せる宇治山田市の会議所の活動状況を大西参事をして昭和二十七年八月八日視察せしめ当所事業上の参考に資する所あった。

七、珠算技能の奨励

珠算技能の優劣が企業の上に及ぼすことの大きいのに鑑み当所は常に斯界の向上発展に寄与して来た、本年度行った事項の主なるものは左の通りである。

（一）全国珠算能力検定試験施行状況

回別	施行年月日	試験場別	一級 受験	一級 合格	二級 受験	二級 合格	三級 受験	三級 合格
一五	昭和二七・六・二九	北部	四〇	九	四九	六	一三一	六三
		南部	三三	一	五二	五	一三九	五八
		計	七三	一〇	一〇一	一一	二七〇	一二三
一六	昭和二七・一〇・五	北部	四九	一	五七	四	一四〇	五八
		南部	一八	四	四八	五	一五六	七三
		計	五七	五	一〇五	九	二九六	一二五
一七	昭和二七・二・一	北部	七	〇	四三	三	一四三	四九
		南部	三	〇	四七	四	一三三	四七
		計	一〇	〇	九〇	七	二七五	九六
合計		北部	二〇	一	一四九	一三	四一四	一七〇
		南部	四二	七	一四六	一四	四一七	一八三
		計	二九五	八	二九五	二七	八三一	三五三

回別	施行年月日	試験場別	合計 受験	合計 合格
一五	昭和二七・六・二九	北部	一八四	六九
		南部	二〇三	六六
		計	三八六	一三五
一六	昭和二七・一〇・五	北部	二〇六	六三
		南部	二三三	八六
		計	四三九	一四九
一七	昭和二七・二・一	北部	一九三	五三
		南部	一八一	五一
		計	三七四	一〇三
合計		北部	六〇五	一八四
		南部	六〇五	二〇三
		計	一、一八三	三八七

（備考）本表の北部とあるは奈良市内の試験場、南部とあるは大和高田市内の試験場である

（二）奈良県地方検定試験
当所と奈良県珠算協会と共催の下に左の通り地方検定試験を実施した。

昭和二十七年度珠算能力地方検定試験成績表

回数	期日	準三級 A	準三級 B	四級 A	四級 B	五級 A	五級 B	六、七級 A	六、七級 B	八級 A	八級 B	合計 A	合計 B
十六回	昭和二七・四・一三	七六	二六	一〇四	三九	九三	二三	二三五	二〇	一六七	六二	六七五	二七〇
十七回	二七・六・八	九二	二八	一二八	五七	一一〇	三一	二四三	一五五	一八五	七四	七六八	三四五
十八回	二七・九・一四	八八	三一	一四六	七一	一〇〇	三八	二六五	一六八	二一三	一二五	八二三	四二四
十九回	二七・一一・八	八五	三〇	一二四	六二	一一三	四七	二五八	一六二	一八七	七七	七七五	三七四
二十回	二七・二・一五	九三	三一	一二六	六九	一二〇	五八	二七九	一八四	二一六	一〇三	八五四	四四五
合計		四二四	一四七	六〇八	二九八	五五四	一九七	二八〇	七九	九六八	四三一	三、八六二	一、八六二

註　一、Aは受験者数　Bは合格者数を示す
　　二、七級は同一問題により試験を施行し点数によって区分す

（三）奈良少年刑務所に於ける出張検定
受刑中の少年囚に対し同所の要望もあり、奈良県珠算協会と共催にて検定試験を実施した。
其の成績は左表の通りである。

施行年月日	種別	受験者数	同上の内合格者数 準三級	四級	五級	六級	七級	八級	計
昭和二七・四・三		五五	五	一	一	一〇	二	六	三六
七・二		四五	一	四	九	六	四	五	三三
九・二六		五〇	七	九	二	〇	七	〇	二七
一二・一三		四三	四	二	三	三	三	五	二七
二八・三・二六		五二	六	三	二	二	四	一	一五
合計		二四三	二三	一九	一三	一六	二〇	一七	一五三

（四）競技大会
1　そろばん日本一を競う東京都に於ける第六回全国民珠算競技大会は昭和二十七年五月十八日開催された。本県より選手六名を派遣したが佳良賞に一人入賞したのみで他は惜敗し他日を期することとなった。
2　そろばん奈良県一を競う第二回奈良県競技大会は昭和二十七年十月二十六日畝傍町橿原会館に於て開催した。参加人員一般人及高等学校、中小学校の生徒児童など二百五十余名で優勝者には知事賞、其他日商会頭賞、本所会頭賞、県議会議長賞外数々の賞品を授与した。
3　地方公務員の珠算競技大会を県主催の下に山添地方事務所に於て開催につき主催者の要請に依り当所より和井田副主事を派遣して各種の指導と斡旋に当らしめた。

（五）其他珠算振興上行いたる事項
1　昭和二十七年四月二十日全国民珠算競技大会に出場する選手を決定すべき地方予選大会を当所大ホールにて開催し出場選手六名を決定した。
2　昭和二十七年九月二十三日奈良県珠算協会臨時総会開会に付当所より吉崎副主事が出席した。
3　昭和二十七年十月二十二、二十三日の両日珠算指導者講習会を当所中ホールにて開催し、全国珠算連盟より講師を聘して、珠算教授上の諸問題について講義あり。受講者は珠算学校の教師、助手及普通学校の教職員等約三十余名終始熱心に聴講した。

八、経済情報、会報の発行と各種調査

当会議所と会員との連絡を密にし兼て一般商工業者に対する企業経営上の指針とする為に雑誌、ニュースカードの発行其他各種の調査業務は左の通りである。

（一）機関雑誌の発行
当所の機関紙は長らく休刊中であったが本年度より年四回程度相当頁数を有する機関雑誌を発行することとし各方面有識者の寄稿を得て本年九月約七十頁を有する第一号を発行「商工だより」と銘打って一号を発行し一般会員は勿論全国関係筋へ発送した。

（二）はがき型ニュースカードの発行
商工業界の主なニュース、講演会、座談会、懇談会など開催の通報、其他会員との連絡上必要な事項を「トピック」としたものを官製ハガキにて（ニュースカード」と名付け毎月一回乃至二回発行した。此の企ては会員との、つながりを密にし且つ会議所の認識を深めるものに大いに役立っている。

（三）奈良県商工総覧の発行
数年来中絶であった「奈良県商工名鑑」を再版することとし、今回の構想は堂々四百数十頁の豪華版とし内容は、本県の概観を始め商工業の今昔、主要物産の趨勢、観光と史跡、主な年中行事、之れに著名商工業者名簿として当所会員の営業内容を明かにし尚附録として各種経済団体、主要官公庁、学校等を採録し、夫々関係の美術写真を挿入し、本書一冊はよく、奈良県商工業界及観光方面の全貌を知るに足るものとして昭和二十六年十一月編集に着手し昭和二十七年九月印刷完成したるを以て会員は勿論全国関係方面へ頒布し本県産業の紹介

と商取引の便に供せられ関係者の好評を博した。

(四) 奈良市内小売物価の調査

講和発効の昭和二十七年四月を基準として毎月十日を期し奈良市内に於ける小売物価主要品五十品目の調査を本年度より開始し毎月指数を算出して一般の参考に供している。

(五) 各種輸出中小工業の調査

日本商工会議所では終戦以来我国の輸出関係の中小工業についての綜合的、基本的な調査書が無く今後の中小工業輸出振興上に資する必要から全国主要輸出産業についてあらゆる角度より其の実態調査を行うことに決定したので当会議所もこれに参加し本県重要物産として輸出の実績あり、将来も輸出産業として発展を要する左記品目に就て調査を行うこととし昭和二十七年九月より着手翌二十八年二月末日完了し夫々日本商工会議所へ報告した。目下同所では全国の取纏めを行い和英両様の一大刊行物として近く発行を見る予定である。

調査品目

家庭薬、綿織物、蚊帳、メリヤス靴下、模造真珠、貝釦。

調査項目

業界、製品の沿革から、工場分布其他の状態、戦前より最近に至る毎年の生産額、金融、税務、販路、原材料、取引、今後の見透し、行政面に対する要望など各種の問題点をとらへ其の項目実に四十数項目の精密なものである。

(六) 信用、営業状況等の調査

全国各地より県内商工業者に対し取引上必要な信用、営業状況等調査方依頼越すもの年間を通し約三十数件あつた。

(七) 奈良市内の中元景気調査

昭和二十七年八月十六日盂蘭盆景気に関する調査を行い一般の参考に供した。

(八) 優良従業員の調査

終戦以来誤れる民主主義は勢い道義の廃頽となり、引いては一般産業の進展を沮む素因を造り、その影響する所寔に大きいので当所では、昭和二十八年一月より県下会社、商店、工場等各種事業場の従業員にして優秀なる者の調査を行い之を表彰して職業意慾を高め産業の発展、振興の一助とすることとし、三月末調査完了したるも表彰は翌年度に行うこととせり。

九、会議に関する事項

本所の運営、業務につき重要事項の審議をする為に開会した各種の会議は左記の通りである。

(一) 会員総会 (第六回)

昭和二十八年三月二十五日 当所中ホールに於て

附議事件

昭和二十六年度事業報告並に同年度収支決算承認の件

昭和二十八年度事業計画並同年度収支予算の件

第五期推薦議員推薦の件

第五期選挙議員選挙期日決定の件

(二) 議員会 (第十九回)

昭和二十八年三月二十五日 当所中ホールに於て

附議事件

昭和二十六年度事業報告並に同年収支決算承認の件

昭和二十八年度事業計画並に同年度収支予算の件

(三) 理事、監事会

昭和二十七年四月二十八日 当所倶楽部室に於て

附議事件 地方銀行設立に関する件

昭和二十七年六月二十六日 当所小ホールに於て

附議事件 昭和二十六年度事業報告書及同年度収支決算承認の件

商工会議所法改正案に関する件

昭和二十七年八月十二日 当所倶楽部室に於て

附議事件 相互銀行設立に関する件

昭和二十八年一月十九日 当所小ホールに於て

附議事件 商工会議所法改正に関する件

国民金融公庫に関する件

商工だより寄稿方の件

当所会員会費の件

昭和二十八年三月二十日 当所小ホールに於て

附議事件 昭和二十八年事業計画及同年度収支予算の件

第五期議員選任の件

従業員表彰の件

(四) 正副会頭会談

昭和二十七年六月十九日 当所役員室に於て

附議事件 昭和二十六年度事業報告及同年度収支決算承認の件

其他本所運営上の重要事項

昭和二十八年三月十二日 当所役員室に於て

附議事件 昭和二十八年度事業計画及同年度収支予算の件

(五) 其他各種の委員会

1 工業委員会

昭和二十七年七月三日 当所倶楽部室に於て

附議事件 電力復元に関す法律案に反対するの可否に就て

2 総務委員会

昭和二十七年七月五日 当所役員室に於て

附議事件 日商諮問に係る会議所法改正につき会員獲得に関する回答の件

昭和二十八年三月十四日 当所役員室に於て

附議事件 昭和二十八年度事業計画及同年度収支予算の件

3 税務委員会

昭和二十七年七月十一日 当所倶楽部室に於て

附議事件 青色申告制度に関する件

税制の改正に関する件

一〇、実業団野球大会の開催

恒例に依る当所主催の実業人親善野球である。

第四回の奈良県実業団軟式野球大会は昭和二十七年十月二十四、五日の両日秋晴れの春日野グランドに於て越智当所会頭の始球に依り開始、精鋭八チームが熱戦を展開した。

其の成績は左の通りで日本アスベスト王寺工場が連続制覇する所となつた。

第一回戦 日紡高田 7―0 積水化学

アスベスト 15―0 東和醸造

北辰電気 5―4 関西電力

日通 1―0 南都銀行

准優勝戦 アスベスト 5―4 日紡高田

優勝戦 アスベスト 5―4 日通奈良支店

一一、図書の購入及寄贈資料の整備

企業経営上の参考図書を備えて会員の閲覧に供する為購入したるもの及各方面より寄贈を受けたる図書、雑誌等左の如し。

(一) 購入図書及新聞雑誌

商店経営 ダイヤモンド 商店界

法律時報 時の法令 日本税法

県報 官報 新法令大成

日商会報 世界年鑑 中小企業合理化法令

輸出取引法の解説 新日本の課題 日本の現勢

会計ハンドブック 雑化輸出検査の三年 日本の鉱物資源

貿易の実務 融資斡旋はこうする 日商要覧

各種日刊新聞

(二) 寄贈を受けた図書、月報、新聞等の主なもの。

在外事務所情報 労政時報 商工振興

関西経協 経済と外交 労働経済判例

日産協月報 海外取引紹介 経営者

中小企業金融 経済人 社会運動通信

日本経済速報 九州労働情報 日商ニュース

ジエトロ速報 鉄鋼通信 中小企業庁だより

発明銘鑑 日本発明家五十傑選 労働協約集

関経連叢書 守衛教育の方法 羽田から羽田まで

教育訓練資料 印度の水源 横山町史

簿記要領 南米其他の商標要領 合理化促進法解説

広島経済の動き 京都会議所七十年史 日銀講演集

広告と販売 労働協約基準案 経理の手引

賃金事情調査 近畿財務局要覧

各地商工会議所其他経済団体の月報、会報等

(三) 各府県市等の商二銘鑑、商工業、観光、貿易等に関する要覧、案内等の寄贈を受けたるもの。

東京都 大阪府 浜松市 茨木市 大垣 北見 八幡 佐世保

三条 東京中央区 枕崎 豊橋 仙台 広島 札幌

出雲 塩釜 石川 市川 深川 姫路 大田 兵庫県

延岡 島原 呉 別府 高知 静岡 尾道 川越 稚内

東京台東区 高岡 宮古 長野 滋賀県 富山 北海道

岐阜 名古屋 金沢 敦賀

一二、取扱文書

本年度中事務局に於て取扱いたる往復文書の収受発件数は左の通りである。

(一) 商取引其他調査斡旋等
　壱千百八拾件（収発同数）
(二) 其他一般業務関係
　収受九百六拾八件
　発送弐百五拾七件

一三、年度末現在当所会員数（昭和二十八年二月三十一日現在）

地域別	個人 会員数	個人 口数	団体 会員数	団体 口数	法人 会員数	法人 口数	合計 会員数	合計 口数
奈良市	二三四	二〇七	四	六	八一	三七	二九	五九一
大和高田市	一〇	二六	二	二	九	二八	三	六六
添上郡	二	四	一	一	一	一	一	五
山辺郡	一〇	二二	一	一	三	七	一四	二九
生駒郡	三六	六七	一	一	一四	四〇	一五	一〇七
磯城郡	三六	四三	一	一	一六	三三	一七	七五
宇陀郡	一五	一五	一	一	一	一	七	七
高市郡	一六	一三	一	一	一三	一四	一七	五六
北葛城郡	一二	一三	一	一	一三	一四	一四	六二
南葛城郡	一八	一六	二	二	二	六	二三	二四
宇智郡	一四	一八	一	一	一〇	二六	一二四	四八
吉野郡	四〇	五六	二	二	一七	二四	五三	八〇
合計	三五三	五一八	一二	一三	七三	一七六	四三八	二五六

一四、各種協賛事業

商工業の振興、観光方面に関連を有する等の各種事業に就き当所が協賛又は援助したるものの主なるもの左の如し。

1、民間団体連絡協議会
2、南葛城郡御所町商工まつり
3、奈良県地方自治委員会
4、関西線複線及電化促進運動に参加
5、関西電源開発促進協議会

昭和二十七年度奈良縣商工會議所収支決算

収入の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		会費	一、六五六、五〇〇円	一、八二〇、〇〇〇円	△一六三、〇〇〇円	
	一	個人会費	四八九、〇〇〇円	七〇七、〇〇〇円	△二一八、〇〇〇円	
	二	法人会費	一、一四三、五〇〇円	一、〇四〇、〇〇〇円	一〇三、五〇〇円	
	三	団体会費	二四、〇〇〇円	一一〇、〇〇〇円	△八六、〇〇〇円	
二						
	一	国庫補助金	三〇〇、〇〇〇円	二、九〇〇、〇〇〇円	△二、六〇〇、〇〇〇円	
	二	県補助金	一、二九七、五四三円	一、一〇〇、〇〇〇円	一九七、五四三円	
	三	市補助金	三〇〇、〇〇〇円	二、九〇〇、〇〇〇円	△二、六〇〇、〇〇〇円	
三						
	一	雑収入	一、二九七、五四三円	一、一〇〇、〇〇〇円	一九七、五四三円	
	二	手数料	一一、〇三〇、〇〇〇円	三、〇〇〇、〇〇〇円	八、〇三〇、〇〇〇円	
	三	預金利子	一〇、一六〇、九六〇円	二、〇〇〇、〇〇〇円	△一、八三九、〇四〇円	
	四	不用品売却代	三一、七四〇円	一〇〇、〇〇〇円	△六八、二六〇円	
	五	名鑑広告代	九六四、六二五円	三〇〇、〇〇〇円	六六四、六二五円	
四						
	一	其他雑収入	一五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	△八五、〇〇〇円	
	二	過年度収入	一五、〇〇〇円	一〇〇、〇〇〇円	△八五、〇〇〇円	
五						
	一	過年度収入	一四、三九三円	一〇〇、〇〇〇円	△八五、六〇七円	
	二	繰越金	一四、三九三円	一〇〇、〇〇〇円	△八五、六〇七円	
	三	前年度繰越金	三、二八三、五三七円	三、〇〇〇、〇〇〇円	二八三、五三七円	
収入合計			五、二六八、一〇〇円	一〇、〇〇〇、〇〇〇円	△五、六八、一〇〇円	

支出の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		事務局費	一、四四六、六八〇円	一、五九一、〇〇〇円	△一四四、三二〇円	
	一	人件費	一、〇九七、〇〇〇円	一、二四〇、〇〇〇円	△一四三、〇〇〇円	
	二	旅費	九八、〇〇〇円	七八、〇〇〇円	二〇、〇〇〇円	
	三	什器備品	二六、三九〇円	五〇、〇〇〇円	△二三、六一〇円	
二		消耗品費	三九、八五八円	三〇、〇〇〇円	九、八五八円	
三		通信運搬費	一二、九七一円	一五、〇〇〇円	△二、〇二九円	
四		印刷費	三八、六八〇円	三〇、〇〇〇円	八、六八〇円	
五		光熱費	二三、七一〇円	二五、〇〇〇円	△一、二九〇円	
六		修繕費	六、三五〇円	一〇、〇〇〇円	△三、六五〇円	
七		雑費	三五、三九五円	三〇、〇〇〇円	五、三九五円	
八			一、三四七、六四〇円	二、九八〇、〇〇〇円	△一、六三二、三六〇円	
九		事業費	一、三四七、六四〇円	二、九八〇、〇〇〇円	△一、六三二、三六〇円	
	一	会議費	五六、二八〇円	一〇〇、〇〇〇円	△四三、七二〇円	
	二	総会費	一七、三四〇円	三〇、〇〇〇円	△一二、六六〇円	
	三	役員関費	三五、三一〇円	三〇、〇〇〇円	△四、六九〇円	
	四	委員会費	二、五八〇円	一〇、〇〇〇円	△七、四二〇円	
	五	議員会費	一〇、九〇〇円	一〇、〇〇〇円	九〇円	
		其他会合費				
		負系統機関金	一三、三五〇円	一〇〇、〇〇〇円	△八六、六五〇円	
		負担金	八四、三三〇円	三〇、〇〇〇円	五四、三三〇円	
		其他負担金	四八、〇三〇円	三〇、〇〇〇円	一八、〇三〇円	
		交際費	九三、六九〇円	一五〇、〇〇〇円	△五六、三一〇円	
		役員交際費	四六、〇四〇円	一〇〇、〇〇〇円	△五三、九六〇円	
		一般交際費	四七、六五〇円	五〇、〇〇〇円	△二、三五〇円	
		退職手当引当金	一〇、〇〇〇円	一〇、〇〇〇円		
		法定福利費	四六、〇五七円	四〇、〇〇〇円	六、〇五七円	
		法定福利費	四六、〇五七円	四〇、〇〇〇円	六、〇五七円	
		雑支出	一六、九五〇円	一〇、〇〇〇円	六、九五〇円	
		予備費		八、九〇〇、〇〇〇円	△八、九〇〇、〇〇〇円	
支出合計			一、三六、一三〇円	三七、〇〇〇、〇〇〇円	△三六、九九三、八七〇円	

収支差引残金弐万弐千四百六円は次年度へ繰越す

昭和二十七年度奈良縣商工會議所 特別會計 積立金収支決算

収入の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		積立金	一〇六、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円		
	一	積立金	一〇六、〇〇〇円	一〇六、〇〇〇円		
二		繰入金	七、七五〇円	一一、七五〇円	△四、〇〇〇円	
	一	退職給与金	三、五七〇円	三、五七〇円		
	二	資金積立金	四、一八〇円	八、一八〇円	△四、〇〇〇円	
三		雑収入	六二、二三〇円	一〇〇、〇〇〇円	△三七、七七〇円	
	一	銀行預金利子	六二、二三〇円	一〇〇、〇〇〇円	△三七、七七〇円	
収入合計			一七三、二三〇円	二一七、七五〇円	△四四、五二〇円	

支出の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		積立金	一七三、二三〇円	二一七、七五〇円	△四四、五二〇円	
	一	退職給与金	三、〇〇〇円	一、〇〇〇円	△二、〇〇〇円	
	二	資金積立金	一七〇、二三〇円	二一六、七五〇円	△四六、五二〇円	
二						
	一	支出合計	一七三、二三〇円	二一七、七五〇円	△四四、五二〇円	

昭和二十七年度奈良縣商工會議所 特別會計奈良縣委託事業費収支決算

収入の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		県交付金	七〇、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円		
二		本所負担金	三七、〇〇〇円		三七、〇〇〇円	
		収入合計	七四七、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	

支出の部

款	項	科目	決算額	予算額	増△減	備考
一		委託事業	三七、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	
		支出合計	三七、〇〇〇円	七〇、〇〇〇円	三七、〇〇〇円	

貸借対照表

借方（資産）			貸方（負債）		
種目	金額		種目	金額	
什器備品	一八七、一〇七三八		退職給与積立金	一七九、二三一〇	
銀行予金	一八七、三五三一〇		本年度剰余金	三三、四〇六〇〇	
現金	四、二六四〇〇		残存資金	一八七、一〇七三八	
合計	三八八、六三五九八		合計	三八八、六三五九八	

財産目録

摘要	内訳金額	合計	備考
資産			
現金手許有高		一四、二六四〇〇	
銀行予金 南都銀行予金		八、二四一〇〇	
什器		三三、四〇六〇〇	
卓上用厚硝子板 一	二、〇〇〇〇〇		
手提金庫 一	一、八〇〇〇〇		
運搬籠 一	三〇〇〇〇		
自転車 一	五、五〇〇〇〇		
隋円形テーブル 一	三、五〇〇〇〇		
裁断器 一	一、〇〇〇〇〇		
ホッチキス 一	六五〇〇〇		
ラジオセット 一	一三、七〇〇〇〇		
電話其他四十三品目	一五、七二五八		
合計		一八七、一〇七三八	
		二〇九、五二三八	

監査結末報告書

昭和二十七年度収支決算書財産目録貸借対照表及事業報告書を各証憑書類により精査致したる処適正なりと認む

昭和二十八年七月二十五日

社団法人奈良県商工会議所
会頭 吉川島次殿

監事 中西午治郎
同 川井徳蔵
同 上野清治

昭和二十九年度事業計畫

基本方針

独立第三年を迎えた現下の経済情勢は著しく復興したかに見えますが、輸出は不振を続け、金融は梗塞され、加うるに政局は不安定であり、実にその経済基盤は甚だ脆弱であり全く混沌たる状態にあるといわねばなりません。

扨てこうした時代であればある程、地域的に唯一の綜合経済団体である商工会議所の持つ使命は更に重きを加えることと確信致すものであります。政府に於ても此の観点から会議所法の画期的な大改正を企図せられ、昨年第十六国会に於て議決せられ、既に同年十月から施行せられて居りますこの法律の目的とする所は、その第一条に「国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与する為に」と唱われています。又個々の会議所に就ては、同法第六条に「地区内に於ける商工業の綜合的な改善発達を図り、兼ねて社会一般の福祉の増進に資することを目的とする」と明記されて居ります。殊に新しい法律に於きましては、地区内産業の振興、発展に資する施策に必要な商工業者の実態を出来るだけ把握するために一定の資格を備える商工業者につき、其の営める事業の内容、経営の規模其他必要な事項を調査出来る権限を会議所に与えられて居ります。従而この反面には当該業者は此の調査に答えるべき義務を課せられているのであります。これなどは他の民間団体に曾つて見られない措置が採られています。又この法律は共産党を除く各政党の共同提案であり、満場一致可決せられたことは実に其の局に当るものの銘記すべき点であり、会議所の事業活動に対する期待は誠に大きいものと考えるべきで如何に我国経済安定の為に責任の重い団体であるかを痛感する次第であります。

以上の意味に於きまして国家的見地に立つて、経済の安定とその自立達成のために各般の施策を推進すべきことは勿論でありますが、特に県一円を地区に持つ当所と致しましては奈良県一体としての産業振興の方策を樹立し、本県の経済力を増すことに努力することが当所に課せられた責務に外ならないのであります。

昭和二十九年度の事業活動も、この線に沿つて強力に推進したいと存じます。

その計画の概要を列挙致しますれば概ね左記の通りであります。

記

一、意見の公表と建議、陳情に関する事業

県内唯一の地域的綜合経済団体である性格を有する本所の意見公表は即ち本県産業界の全面的意志を反映するものであるのに鑑み左記各種の方法に依つてこの事業を活発に推進せんとする。

1、部会の結成と其の活動

会員が営んでいる事業の種類毎に部会を結成して、所謂この業種別部会を中心に各々が持つ特殊意見並に対策を取纏め必要に応じては、その意見を公表し若しくはこれを、国会、行政庁等に建議、陳情を行い、それぞれの業界に適切な改善、発達を促さんとする。

2、商工、鉱業全般に亙る意見活動

商工、鉱業全般に関する事項に就ては議員会、常議員会等の機関により其の輿論を結集して意見の表明、各種の建議、陳情、請願等を行い、一般産業の振興、発展に寄与せんとする。

3、官公庁其の他との連絡

商工振興上必要なる関係行政官公庁との連絡、協調に努め必要に応じては懇談会、座談会等を主催する。尚、日本商工会議所、近畿商工会議所連合会に夫々加入し、常に緊密なる連繋を保つて本県産業振興上必要な事項につき県並中央に反映せしめんとする。

4、行政庁の諮問に応じ本県産業界を代表して意見を答申する。

二、法定台帳の作成と其の管理及運用

1、新会議所法に依り一定の資格を備える特定の商工業者につき其の営める事業の内容、経営の規模其他法律に定めらるゝ事項を調査し之れを登録したる法定台帳を作成して地区内商工業者の実態を把握し事業運営上の資料とする。

2、法定台帳の管理、運用に就ては概ね左の事業を行う。

A、法定台帳に基き本所の会員及登録したる特定商工業者の営業状態を明らかにしたる名簿を刊行して全国各方面に頒布し本県産業の紹介と各種商取引上の利便に供する。

B、商工業者事業の内容、輸出品の原産地、其他経営上必要な証明、鑑定等を行う。

C、必要に依り商取引の仲介、斡旋、信用調査等を行う。

三、商工業に関する調査研究と、情報、資料の蒐集又は刊行に関する事業

1、海外経済事情の調査を行い、輸出産業振興の資となす。

2、左記の商工業に関する情報を刊行して会員との連絡、啓蒙の資となし企業経営上の参考に供する。

A、機関雑誌「商工だより」を年四回発行する。

B、毎月定期及臨時必要に応じ「ニュース」カードを会員並に特定商工業者に発送する。

3、企業経営上必要なる経済雑誌、図書を購入備え付けて会員並特定商工業者の閲覧に供する。

4、定期的に物価の調査を行い、一般に公表して経営上の参考資料を提供する。

5、工場立地条件の調査を行い、又は工場受入に関する相互の斡旋をする。

6、其他官公庁の委託に依り臨機に各種産業に関する調査を行う。

四、貿易等振興対策に関する事業

1、輸出製品の生産コスト引下げのため企業の合理化、其の他の各種対策を樹立し強力に推進する。

2、輸出製品の紹介、斡旋及バイヤー、サプライヤー等との連絡、接遇に当り輸出取引上の便宜を図る。

3、県下物産の輸出見本市及卸見本市等を主催し又は共催して製品の販路拡張に努める。

4、各地に開催せらるゝ博覧会、展示会等には県下物産の出品を奨励し其の斡旋をする。

五、商業振興対策に関する事業

1、商品の仕入に付メーカーの調査、紹介等取引上の斡旋をする。

2、経営の合理化、商店街発展に資する為概ね左の事業を行う。

A、商店の内外装飾、照明方法等につき時代センスにマッチすべき講習会又コンクールを催し其の向上を期す。

B、商店従業員の接客サービスを始め顧客吸引策の講習会其の他商店経営上必要な各種の講演会、懇談会等を主催する。

C、各季節に行う大売出し等には之を協賛して各種の方法に依り助成の途を講じる。

六、工業振興対策に関する事業

1、県下工産品の紹介、取引の斡旋等をなし新規販路の開拓に資す。

2、各種工場経営の合理化、生産コストの切下げ等に資する為概ね左の事業を行う。

A、工場内の照明、電力の合理的使用、熱管理等につき講習会、講演会、実地指導等を行う。

B、工場経営の安全、衛生、能率、労務管理等につき講習会、講演会又は懇談会等を行う。

C、其他工場経営上必要な事項につき各種の会合を主催し又は共同主催する。

七、商工業全般に亙る振興対策に関する事業

1、所内に商工相談所を設け中小企業者に対する金融、税務、経理、経済法規、商取引の紹介、斡旋等企業経営の全般に亙り相談を受け其の指導と斡旋に努める。

2、中小企業に相応しき簿記、会計、税制に関する長期の講習会を主催する。

3、珠算技能の向上を期するため、全国検定試験施行に参加し、県内に於ける試験を主催すると共に機を見て競技大会を催す。

4、会社、工場、事業場、商店等の従業員にして優秀なる者に対し選彰の途を講じ職業意慾の向上と斯業の振興に資す

5、青色申告会の育成強化に努め其の運営に当る。

6、経済に関する時局講演会、懇談会、座談会等を主催し県下産業人の啓蒙に努める。

7、県内実業団野球大会其他のリクリエーションを主催し、又は協賛する。

八、観光に関する事業

1、観光事業の改善発達に資するため座談会、懇談会等を催し又は各方面に対する宣伝に協力する。

2、観光土産品につき審査をなし又は新規優秀品の懸賞募集を行い優良品の製産を奨励助長する。

3、観光従業員のサービス方法、実用会話、名所旧跡に関する再教育等の講習会を開催し又は機を見て優良従業員の選彰を行う。

4、其他観光事業に関連を持つ各種の行事を協賛し又は主催する。

九、委託事業其の他

以上の外行政官公庁より委託を受け商工業振興上必要な事業を行うと共に各種商工団体の事業に協力し又は助成する。

昭和二十九年度奈良縣商工會議所收支豫算

收入の部

款	項	科目	本年度予算額	前年度予算	増△減	附記
一		会費	三、〇三六、〇〇〇	一、九三〇、〇〇〇	一、一〇六、〇〇〇	
	一	個人会費	一、〇〇〇、〇〇〇	七一〇、〇〇〇	二九〇、〇〇〇	八七〇人 一口一千円
	二	法人会費	二、〇〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇	八〇〇、〇〇〇	四五〇人 一口三千円
	三	団体会費	三六、〇〇〇	三〇、〇〇〇	六、〇〇〇	三団体 一口一口三千円
二		負担金	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		
	一	負担金	一、二〇〇、〇〇〇	一、二〇〇、〇〇〇		特定商工業者 一、二〇〇人 負担金一人一、〇〇〇円
三		事業収入	三八〇、〇〇〇			
	一	検定及受講料	一七五、〇〇〇			簿記等講習会受講料一七五、〇〇〇円 珠算検定料一三五、〇〇〇円
	二	証明及斡旋手数料	三、〇〇〇			諸証明及商取引斡旋手数料
	三	出版物収入	二〇〇、〇〇〇			広告料及図書雑誌頒布料
	四	其他事業収入	二、〇〇〇			事業上の雑収入
四		補助金	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇		
	一	行政庁補助金	七〇〇、〇〇〇	七〇〇、〇〇〇		
五		寄附金	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	△五〇〇、〇〇〇	
	一	有志寄附	一〇〇、〇〇〇	六〇〇、〇〇〇	△五〇〇、〇〇〇	
六		過年度収入	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇〇	
	一	過年度収入	五、〇〇〇	一〇、〇〇〇	四〇〇〇	過年度会費等
七		雑収入	三五、〇〇〇	一、〇〇一、〇〇〇	△九六六、〇〇〇	
	一	預金利子	一〇、〇〇〇	五、〇〇〇		銀行預金利子
	二	其他雑収入	二五、〇〇〇	九六五、〇〇〇	△九六〇、〇〇〇	不要品売却代其他雑入
		(手数料)				
		(不要品売却代)	一、〇〇〇		一、〇〇〇	
八		繰越金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		
	一	前年度繰越金	一〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇		前年度剰余金
収入合計			五、五二、〇〇〇	四、三五二、〇〇〇	一、二六〇、〇〇〇	

支出の部

款	項	科目	本年度予算	前年度予算	増△減	附記
一		会議費	三〇〇、〇〇〇	三〇〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	
	一	議員総会費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	一〇、〇〇〇	二回開会予定
	二	常議員会費	四〇、〇〇〇		四〇、〇〇〇	四回開会予定
	三	部会費	一七〇、〇〇〇		一七〇、〇〇〇	各部会共四回宛開会予定
	四	監事会費	五、〇〇〇		五、〇〇〇	監査会二回開会予定
	五	委員会費	四〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇	△六〇、〇〇〇	各委員会共四会開会予定
	六	其他会議費	一五、〇〇〇	三〇、〇〇〇	△一五、〇〇〇	正副会頭会談其他諸会合費
		(総会費)	—	三〇、〇〇〇	△三〇、〇〇〇	
		(役員会費)	—	三〇、〇〇〇	△三、〇〇〇	
二		事業費	三、三四七、〇〇〇	一、八二一、〇〇〇	一、五二六、〇〇〇	
	一	意見表明費	一〇〇、〇〇〇		一〇〇、〇〇〇	各種建議、請願、陳情等の経費
	二	情報宣伝調査費	三八〇、〇〇〇		三八〇、〇〇〇	各種の出版、図書の備付け、宣伝、調査等の経費
	三	貿易振興費	一五〇、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	県物産輸出振興対策に関する経費
	四	商業振興費	二五〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇	商店経営其他商業振興対策費
	五	工業振興費	二五〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇	工業経営其他工業振興対策費
	六	商工全般振興費	二五〇、〇〇〇		二五〇、〇〇〇	商工相談其他各種振興費
	七	観光事業費	一五〇、〇〇〇		一五〇、〇〇〇	観光面対策費
	八	其他産業奨励費	七〇、〇〇〇		七〇、〇〇〇	
九		諸給与	五四七、〇〇〇			業務担当職員俸給 四八〇、〇〇〇 諸手当 六七、〇〇〇

一〇		法定台帳作製費	七六〇、〇〇〇	—	七六〇、〇〇〇	給与費 二〇〇、〇〇〇 印刷費 一〇〇、〇〇〇 消耗品費 一八〇、〇〇〇 備品費 三六〇、〇〇〇 通信費 一二〇、〇〇〇 旅費 一〇〇、〇〇〇
一一		法定台帳運用管理費	四四〇、〇〇〇	—	四四〇、〇〇〇	給与費 八〇、〇〇〇 印刷費 一〇〇、〇〇〇 消耗品費 一八〇、〇〇〇 備品費 三六〇、〇〇〇 通信費 一二〇、〇〇〇 旅費 一〇〇、〇〇〇
		(事業費)	—	二、八二一、〇〇〇	△二、八二一、〇〇〇	
三		事務局費	三五四、〇〇〇	一、七四九、〇〇〇	△一、三九五、〇〇〇	
	一	旅費	六〇、〇〇〇	七八、〇〇〇	△一八、〇〇〇	
	二	通信運搬費	一五、〇〇〇	二〇、〇〇〇	四七、〇〇〇	電話使用料 一〇、〇〇〇 郵便電信料 三五、〇〇〇 運搬料 二、〇〇〇
	三	消耗品費	三〇、〇〇〇	四〇、〇〇〇	△一〇、〇〇〇	諸用紙、事務用品其他雑品
	四	備品費	三〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇		書棚新調及備品、什器修理
	五	印刷費	五〇、〇〇〇		三〇、〇〇〇	議案其他諸印刷
	六	光熱費	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇		石炭、木炭、電灯料等
	七	修繕費	一〇、〇〇〇	三〇、〇〇〇	△二〇、〇〇〇	事務局小修繕費
	八	雑費	二三、〇〇〇	四〇、〇〇〇	△二八、〇〇〇	諸雑費
		(人件費)	—	一、三五六、〇〇〇	△一、三五六、〇〇〇	
四		給与費	九一〇、〇〇〇	—	九一〇、〇〇〇	
	一	俸給	六〇〇、〇〇〇	—	六〇〇、〇〇〇	事務局長以下職員俸給
	二	雑給	三一〇、〇〇〇		三一〇、〇〇〇	諸手当及傭員給料
	三	福利厚生費	七〇、〇〇〇	四八、〇〇〇	二二、〇〇〇	
五		諸給与	五四七、〇〇〇			

一	職員福利厚生費	七〇、〇〇〇	四九、〇〇〇
			三、〇〇〇 健康保険
			三六、五〇〇 年金保険
			一四、五〇〇 失業保険
			一〇、〇〇〇 其他厚生費
			七、〇〇〇
六	負担金	二五〇、〇〇〇	二五〇、〇〇〇
			一〇、〇〇〇
一	系統機関負担金	二三、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
			一三、〇〇〇 日本商工会議所九、〇〇〇円 会議所近畿連合会一五、〇〇〇円
二	其他負担金	三七、〇〇〇	三〇、〇〇〇
			七、〇〇〇 各種団体負担金
七	交際費	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
			—
一	役員交際費	五〇、〇〇〇	一〇〇、〇〇〇
			△五〇、〇〇〇
二	一般交際費	一〇〇、〇〇〇	五〇、〇〇〇
			五〇、〇〇〇
八	退職引当金	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
			三〇、〇〇〇
一	退職給与引当金	二五、〇〇〇	二五、〇〇〇
			三〇、〇〇〇 職員退職給与金積立
九	雑支出	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
			二五、〇〇〇
一	雑費	五〇、〇〇〇	二五、〇〇〇
			二五、〇〇〇 諸雑費
一〇	予備費	三〇、〇〇〇	七、〇〇〇
			三三、〇〇〇
一	予備費	三〇、〇〇〇	七、〇〇〇
			三三、〇〇〇
支出合計		五、五二、〇〇〇	四、三五、〇〇〇
			一、二六〇、〇〇〇

附記　予算執行に当りては左の事項を会頭に一任する。
一、既定予算各款項の金額を流用すること。
二、会費及負担金の増率を伴わないで予算を補正すること。

全商工業者にとって

入会の好機が

到来しました

今すぐに　會員の誇りと特權をもちましょう

海外短信

最近海外より当会議所へ寄せられた海外関係の来信最近のものは左の通りであります。

（その一）　ブラジル総領事、サンタクルーズ、ギーマーレース（在神戸）より

「一筆啓上ブラジル外務大臣の指令により爾今輸出免状に示された重量5%の寛容は重量に依つて売買される商品に対し打切りと相成りました。従而領事証明に示される重量は全量又は部分量の船積の場合にも輸入免状に正確に明示せねばなりません。」

この規則の例外は鉄及銅製品のみであります。

（その二）　イラク、バグダット市、カシラエンドトーマス商会、代表者エー、カシラ

「謹啓今回輸出入及代理店業を開始致しましたことを御報告申上げます。

貴国の貿易業者と、商取引開始致し度、御援助の程祈上げます。

当方は我市場に於て二十年間の経験を有し、充分御満足を与え得ることを自信致して居ります。

何卒よろしく御指導と御援助の程懇願いたします。」

以上

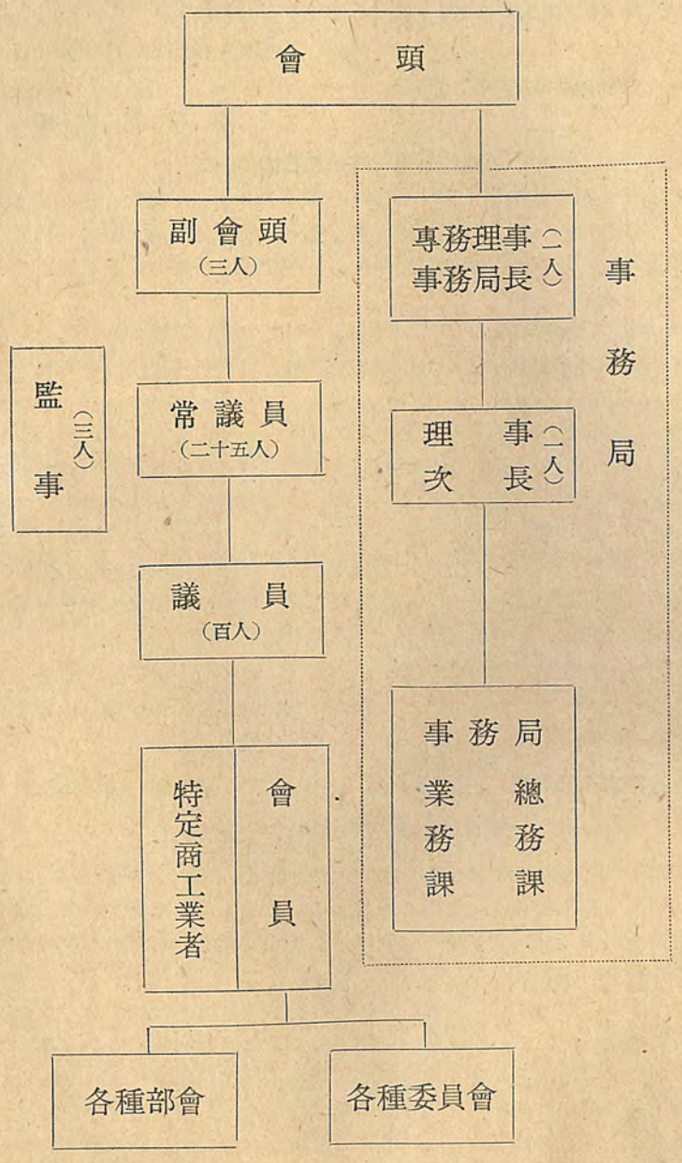
解說　大陸だなとは

大陸ダナの問題は、一九四五年に時の米国大統領トルーマン氏が、大陸ダナ下の鉱物資源の管轄権を主張してから、俄然世界の注目を浴びて来た。従来の通説によると、大陸ダナ（Continental shelf）とは、大陸又は大きな島に連続する深さ一〇〇尋（約二〇〇メートル）までの浅い海底をいう。かような海底は、隣接の陸地と同様に石炭・石油・鉄等の重要鉱物を埋蔵しておることがある。そしてこれらの鉱物は、陸上資源の欠乏について、探求及び利用の対象となり、大陸ダナは沿岸国の管轄又は領有に属すると主張されるようになつた。

世界におけるいわゆる大陸ダナの総面積は、全海面の約七%にあたり、その海岸からの平均距離は三〇浬に達するといわれる。それゆえ、もし各国がこれらすべての大陸ダナの権利を主張することとなると公海上の漁業が甚しく制限されるだけでなく航海や航空等の国際交通におよぼす障害も少くないであろう。

大陸ダナの観念は、元来大陸に続く浅水海底の埋蔵物資源に関するものであるから、これを水域の生物に拡充することは、明らかに不当である。にもかかわらず、近来領海や大陸ダナを拡大しようとする傾向が各国に著しいことは大いに警戒を要するところであろう。

改組後の
奈良縣商工會議所機構



新商工會議所法の施行について

═══通産大臣より各機關へ正式通牒═══

今回の新商工会議所法の施行に伴い，各商工会議所では同法の規定に基く「特定商工業者」の調査が急務とされているが，昨年十一月十八日通商産業大臣より各都道府県知事並びに各法務局長，各地方法務局長宛次の如き協力方依頼の通牒を発しられた。

29企第1853号　昭和28年11月18日

各都道府県知事宛（各通）

通商産業大臣

新商工会議所法の施行について

今回新商工会議所法（昭和28年８月１日公布。法律第143号）が施行され，商工会議所は会員組織の社団であるのみならず，会員の外地区内の一定規模以上の商工業者（特定商工業者）をも含めた基盤の上に立つ地域的経済総合団体としての特殊な性格を附与されることとなつたことは御承知の通りである。

商工会議所の指導，監督等については，従来より特別の御配慮を煩わしてきたのであるが，新法による商工会議所の重要性に鑑み旧に倍して指導と助成の措置を講ぜられるようお願いする。

新法に基く商工会議所行政の設立認可基準その他については，追つて御通知申し上げる予定であるが，新法の運用においては，前述の特定商工業者の把握が急務とされているため，各商工会議所は，新法第17条の規定に基き，地区内の商工業者のうちから事業税または鉱産税として一定の金額以上の税額を納付しまたは納付しなければならないことが確定した商工業者を抽出するに際して，貴都（道，府，県）管内の税務事務所，市役所，町村役場等の御手数を煩わすことと思われるが，新法の適正且つ円滑な実施を期するため，特別の便宜を供せられるよう，関係各機関に対して趣旨徹底の措置を講ぜられたくお願いする。

なお，上記の件については，地方自治庁の了解を得ているので，念のため申し添える。

28企第1853号　昭和28年11月18日

各法務局長
各地方法務局長　宛（各通）

通商産業大臣

新商工会議所法の施行について

今回新商工会議所法（昭和28年８月１日公布。法律第143号）が施行され，商工会議所は，会員組織を社団であるのみならず会員の外地区内の一定規模以上の商工業者（特定商工業者）をも含めた基盤の上に立つ地域的経済総合団体としての特殊な性格を附与されることとなつたことは，御承知の通りである。

商工会議所関係事務については，従来より特別の御配慮を煩わしてきたのであるが，新法による商工会議所の重要性に鑑み，旧に倍して指導および支援を願いたい。

新法の運用においては，前述のように特定商工業者の把握が急務とされているため，各商工会議所は，法第７条の規定に基き地区内の商工業者のうちから資本金額または払込済出資総額が一定の金額以上である者を抽出するに際して，貴局ならびに貴局管内の支局および出張所に閲覧に関し御手数を煩わすことと思われるが，新法の適正且つ円満な実施を期するため，特別の便宜を供せられるようお願いする。また関係各機関に対しても，これが趣旨徹底の措置を講ぜられたくあわせてお願いする。

◎新らしい商工會議所法のしるべ

現在の商工会議所は昭和二十五年五月施行の商工会議所法に基いて、設立運営されているが、新商工会議所法は昨年十月施行され従来の八ケ条に比し、全文九十一条からなる尨大なもので、各派共同提案にかゝり。衆、参両院を通じて一名の反対者もなく可決されたものである。

今回の改正の主旨は一は、商工会議所は世界的な組織と繋りをもつた団体であるので、日本の商工会議所を世界的水準まで引揚げる国際的観点と、二は会員以外の商工業者をも含めた基盤の上に立つた商工会議所とする、この二つの点から、改正され、施行令、施行規則及び登記令も既に公布施行された。

新会議所法の改正の要点は、次の五点に要約される。

一、地域団体的性格の附与
二、設立認可要件の法定化
三、組織の強化
四、事業の拡張
五、財政の確立

一、地域団体性格の付与

商工会議所は、その地域内の商工業者の基盤の上に立つてこそ、はじめて、商工会議所としての完全な事業が出来るものであるので、地域団体的性格を付与された。

明治二十三年以来の、わが国商工会議所制度は、強制加入、強制徴収の立前であつたが、終戦後からは連合軍の指示によつて、民法上の社団法人として加入脱退は会員の自由意思によることになつた。

今回の改正で一期に強制々度に復帰することは時期尚早との意見があつて、一応地区内の一定規模以上の商工業者（以下特定商工業者という）に議員の選挙権を与え、会議の運営に参加させ、会議所の経費の一部分を、負担金の形で支払うよう義務づけられた。

斯くして会員以外の商工業者の意見をも受入れる体制が作られた。

二、設立認可要件の法定化

従来は、単に内規として、一応認可の基準を決めておつたが、商工会議所の強化のため、従来の認可基準を若干引上げて、設立認可の基準を法定した。

それは今後の法定台帳の作成、管理、運用と云う重大な仕事が与えられたことからしても、当然である。

三、組織の強化

新法では、会議所の最高機関として、議員総会を設け、その下に常議員会をおいた。従来は、最高の意思決定機関は会員総会であつて、民主的には理想的ではあつたが、従来の例からみても、人員が多過ぎて、熟が入らぬ弊があるので、今度議員総会がこれに代ることにし、会員は自ら選挙した議員を通じて、会議所の運営に参加し、一面部会を通じて、意見を反映出来ることにした。

常議員会は現在の役員会に相当するもので　役員としては会頭、副会頭専務理事、監事は法律上当然おかなくてはならない役員であるが、理事は必要に応じておいてもよいことにしている。

大体以上のような、議員総会～常議員会～役員と云う一つの系列によつて会議所の意志が決定され、又その行動が起されるよう相当簡素強化された。

四、事業の拡張

従来の会議所は、事業者団体法等の関係で地域経済団体としての会議所本来の事業も十分にできず、会議所存在理由も薄れておつたが、今回の改正で、自由に事業が出来るようになつた。

特に新しい事業としては

商工業者法定台帳の作成、管理、運用

地区内の商工業者に対して調査権を保有した。

会議所の事業については法第九条に明記されておるが、特に右の二つの事業について説明すると

① 商工業者法定台帳

法定台帳の作成、管理、運用と云う重要な事業が制定されたが、法定台帳作成の理由は商工会議所の目的が、その地区内の商工業の改善発達、更にひいては、わが国経済の進歩に貢献することにあるので、この目的達成のために、先ず、その地区内の商工業の実態を、正確に、詳細に把握する手段として、選ばれた訳である。

「商工業者」とは「自己の名をもつて商行為を業とする者」「店舗その他これに類似する設備によつて物品を販売するこ

とを業とする者」であつて「特定商工業者」とは

㈠ 当然前記の商工業者であること

㈡ 毎事業年度開始の日（以下基準日という）現在において、その商工会議所の地区内に営業所、事務所、工場又は事業場を有していること。

㈢ 基準日現在において、営業所等を有してから六ケ月以上経過していること。

㈣ その商工業者が個人ならば事業税額三万六千円以上のもの、法人ならば事業税額三万六千円以上又は資本金額三十万円以上のもの、のいずれかに該当すること。

以上の㈠㈡㈢㈣の何れをも具備するものでなければならない。

② 法定台帳の運用、管理

法定台帳制度を設けない前でも、これに類似した方法によつて、商取引の斡旋に資しておつたが、今後は、正確な運用計画を作つて運用の万全を期したい。

これに伴つて「特定商工業者」は、法定台帳の作成、管理、運用の経費を負担するよう義務づけられている。

尚又これが調査のために、法第十三条によつて、調査権を附与されておるが、現在日本に、このような調査権のある団体はなくその点、商工会議所の重要性と公共性が明示せられた訳である。

五、財政の確立

従来の商工会議所は、財政面から事業が不振になる傾向があり、財政の確立が叫ばれておつたが、一応この法律で

㈠ 負担金を賦課できること

㈡ 登録税、固定資産税を新しく非課税とされたことである。

以上の五つの点が改正になつた主要な問題点であつて、今回商工会議所法改正を機に、商工会議所の重要性を会員各位に認識して頂き十二分の御支援を賜り、本来の目的を達成し以つて商工業の改善、振興を計り、ひいては、日本産業の興隆に資したい念願である。

編集のあと

昨年七月、国民経済の健全な発展を図り、兼ねて国際経済の進展に寄与するために、商工会議所の組織及運営を規制する「商工会議所法」が第十六国会を通過し、八月一日公布、十月一日から施行されました。

当会議所では、この法律に依る特殊法人として事業の進展を図り、又新らしい法律にマッチする組織変更のため、いろ〳〵な調査や研究に又は会員総会、役員会などの開会のため、数少ない職員は来る日も来る日も「テンヤワンヤ」の大童で、殊に議案の作成や申請書類の作成には只一人のタイピストは、明けても暮れても、タイプのキーを握りつめという奮闘ぶりであります。

このために当然一月には発刊せなければならない本号も、とう〳〵二ケ月ずれて三月とはなりにけりで、誠に会員各位や読者諸氏に申訳ございません。

然し本号の内容は、関西でも有数であろう旅客自動車会社の奈良交通鈴木社長さんの玉稿その他、県内各界のエキスパート各位の御寄稿を頂きましたので、じつくり御覧願へば、読みごたへのある雑誌でございますと、いささか自負する次第でございます。

何分忙しい日々の内、暇をぬすんで、やります雑誌の編集でありますす、皆様方のお智恵を、じつと仕舞つて置かれずに、どし〳〵お貸しして頂きます様、編集子、七重のひざを、九重に折つて、御願い致しますこと、書くて如件（K生）



昭和二十九年三月十日印刷
昭和二十九年三月十五日発行
編集兼発行人 奈良市東向中町六 中村貞三
印刷人 奈良縣山邊郡丹波市町 岡島善次
印刷所 奈良縣山邊郡丹波市町 天理時報社
奈良市東向中町六
発行所 奈良県商工会議所
電話奈良代表六〇七五
定価一部 五十円（送料共）

各種印刷製本
天理時報社
奈良縣丹波市町
電丹波市四三七一

日本染織工業株式會社
取締役社長 越智岩太郎
営業種目
輸出・内需綿・スフ・麻織物並に蚊帳地の製造販売
晒、シルケット、染色、樹脂加工並に蚊帳地染色仕上、縫製加工
本社 奈良市油阪町一〇五 電話奈良 四六七一
本社工場 奈良市油阪町一〇五 電話奈良 四六七二 四六七三
商事部 京都市中京区蛸薬師通東洞院東入ル 電話本局 九七九 一九〇四
西大寺工場 奈良県生駒郡伏見町西大寺 電話西大寺 三八
川上工場 奈良市川上町三六七 電話奈良 三二二
岸和田工場 岸和田市上町七七七 電話岸和田 二三一

蚊帳、綳帯、ガーゼ
其他薄織物一般 製造輸出
吉川産業株式會社
本社 大阪市東区北久太郎町一ノ一八 電話船場 一六〇三―四二三八七―八番
工場 奈良市肘塚町一三八番地 電話奈良六、〇九五・六、〇盆番

Toshiba
マツダ
マツダ 二重コイル
マツダランプ
東京芝浦電気株式会社代理商
東芝商事株式会社
奈良營業所
奈良市今辻子町20ノ2
電話 6456・6457

営業種目
煙草苗床用特殊加工苗育布
煙草苗床用苗育布
寒冷紗其他各種綿布
製造販賣
和洋織物株式会社
取締役社長 廣田義雄
大和高田市三倉堂七八八
電話高田 一七四番 一七五番

君モ…
僕モ…
品良イ!!



墨製造業
寶文堂
奈良市林小路町
電話三三一八番
振替口座（東京一三七二四五番
大阪八一六四二番）
三和銀行 奈良支店
住友銀行 本店
南都銀行 奈良支店
日本勧業銀行 奈良支店
取引銀行

入木筆本舗
書家用・学校用
畫家用・事務用
筆墨製造卸
草可博文堂
草可博 秀雄
奈良縣郡山町
私書函第四號
電話三六〇番
振替大阪五二八六番

東亞製綱株式会社
本社及麻綱部工場
奈良県五条町
電話五条一三八・一三九番
マニラロープ
捕鯨網其他
紡績部工場
奈良県御所町
電話御所二七〇・五二三番
綿糸・撚糸
大阪営業所
大阪市南区末吉橋通四丁目
一六ノ一新橋ビル新館六階
電話船場二三七三番
北海道連絡所
函館市仲浜町一一五

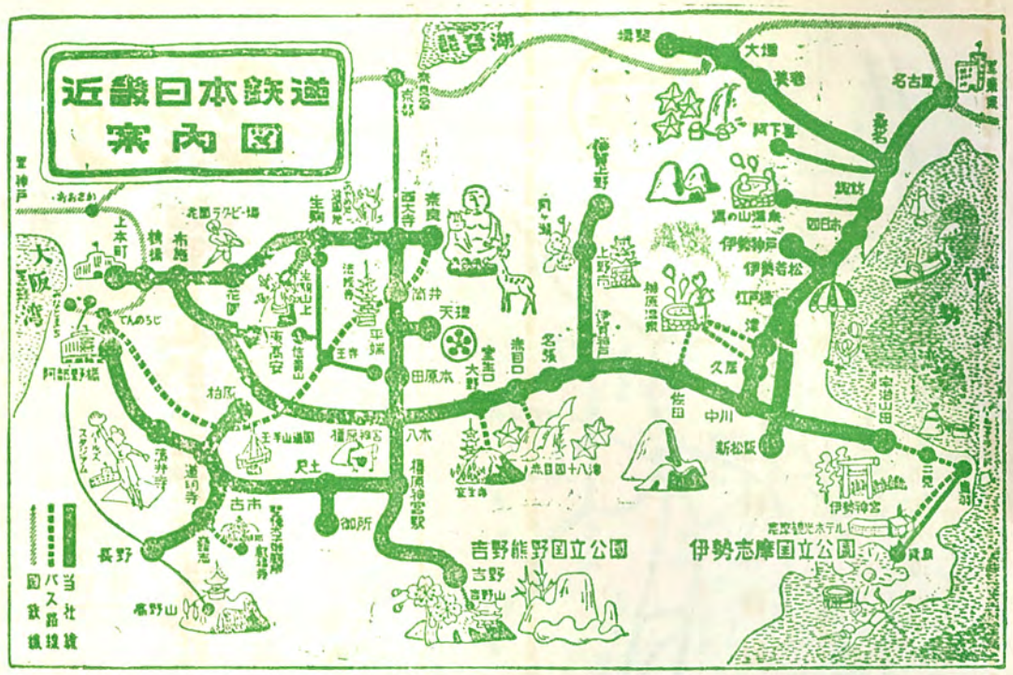
メリヤス・布帛製品
タオル製造販賣
戸口纖維工業株式會社
取締役社長 戸口健次郎
本社工場 奈良県生駒郡郡山町高田
電話郡山（二一一九）一一番
織布工場 奈良県生駒郡郡山町南郡山
電話郡山（二一一九）六〇〇番
分工場 奈良県生駒郡郡山町南郡山八一〇番
電話郡山九三番

墨
奈良
古梅園

胃腸良剤
鯛印
増田胃腸丸
奈良縣高市郡新沢
増田製藥株式會社
電話天満二番・二一番

關西電力株式會社
奈良支店
支店長 福村幹男
電話奈良（四九）三一一六番

綿糸布製造
大日本紡績株式會社
高田工場
工場長 伊藤槐三
大和高田市幸町
電話高田八〇〇（八〇三）



ニッサン・ダットサン新車販売
外国自動車登録販売店
各種部品、テスター機器類
自動車二級重整工場

奈良日産自動車株式會社

取締役社長　竹村政太郎

奈良市油阪町一番地
電話奈良　自四六九一番（代表）
　　至四六九三番

外観・機構の一新した
新トヨダトラック・トヨペット
純正部品と附属品・ヨコハマタイヤー
各種自動車の修理と更生

奈良トヨタ自動車株式會社

本社・奈良市杉ヶ町三〇（国道筋）
電話奈良　自四九〇一番
　　至四九〇三番
高田出張所・大和高田市大道二丁目
電話高田七九七番

MANUFACTURERS & EXPORTERS
OF ALL KINDS OF
IMITATION PEARL,
SEED BEAD & OTHER
GLASS BEAD NOVELTIES.

KOYO PEARL MFG. CO., LTD.

277 TAIMA, TAIMA-MURA
KITAKATSURAKI-GUN
NARA-PRE., JAPAN

TELEPHONE: NAGAO 29

トラックの御用命
お荷物の運送は　通　へ

奈良市油阪町（国鉄奈良駅前）
日本通運株式會社奈良支店
支店長　竹田久治
電話奈良　自四七六一番
　　至四七六五番（代表）

サービスは我社のモットー

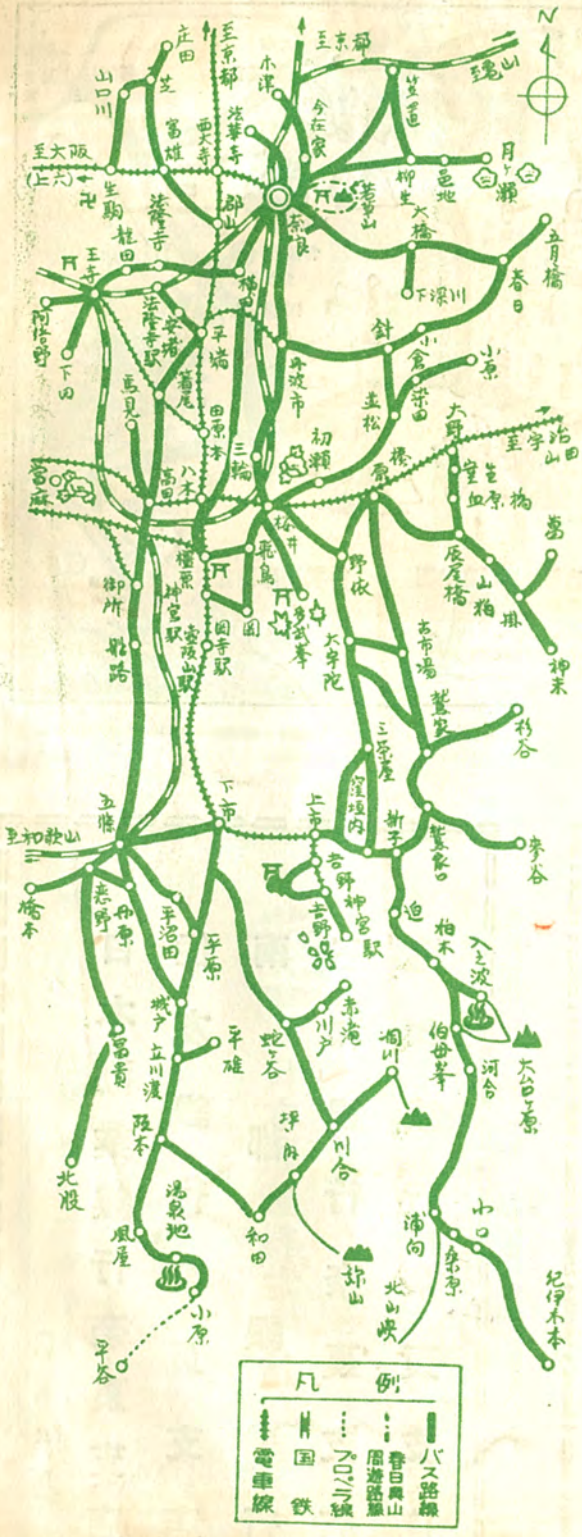
（いろは順）
日本勧業銀行奈良支店
住友銀行奈良支店
南都銀行
三和銀行奈良支店
協和銀行奈良支店

奈良市南京終町二一五
各種合成樹脂成型加工業
電話奈良六四七一―三番

積水化學工業株式會社奈良工場

取締役工場長　叶屋新一

本社　大阪市北区宗是町一（大阪ビル五階）
　　三四〇五―六番
電話　土佐堀　三三五五―七番



日本交通公社直営

奈良ホテル

奈良市高畑町
電話四一〇一—三

奈良名物

大仏

本舗 奈良市西木辻町九二一
電話(奈良)二一三二九番